

令和2年 第3回

# 身延町議会定例会会議録

令和2年9月 1日 開会

令和2年9月11日 閉会

山梨県身延町議会

令和 2 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 日

令和2年第3回身延町議会定例会（1日目）

令和2年9月1日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 認定第1号 令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第5 報告第9号 令和元年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第6 議案第69号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第70号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第71号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第6号）  
日程第9 議案第72号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第10 議案第73号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第11 議案第74号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

2番	伊藤達美	3番	望月悟良
4番	赤池朗		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(23人)

町	長	望月幹也	代表監査委員	渡邊吉彦
副町	長	笠井祥一	教 育 長	保坂新一
総務課	長	村野浩人	会計管理者	小笠原正人
企画政策課	長	幡野 弘	交通防災課長	佐藤成人
財政課	長	遠藤 基	税 務 課 長	伊藤克志
町民課	長	穂坂桂吾	福祉保健課長	望月 融
観光課	長	佐野和紀	子育て支援課長	松田宜親
産業課	長	高野 修	建設課 長	望月真人
土地対策課	長	伊藤天心	環境上下水道課長	水上武正
下部支所	長	内藤哲也	身延支所長	千頭和康樹
学校教育課	長	深沢 泉	施設整備課長	羽賀勝之
生涯学習課	長	中山耕史		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 大村 隆  
録音係 若狭秀樹



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

例年にも増して厳しい残暑が続いております。

議員各位ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和2年第3回身延町議会定例会にご出席をいただき心から御礼を申し上げます。

はじめに去る7月25日、故熊谷司前企画政策課長、8月16日には故深沢教博前議会事務局長と相次いで本町幹部職員が急逝されました。ここに謹んでお悔やみを申し上げます。

さて本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

---

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

2番 伊藤達美君

3番 望月悟良君

4番 赤池 朗君

を指名します。

---

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月11日までの11日間したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月11日までの11日間と決定しました。

---

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり認定1件、報告1件、条例案2件、補正予算案4件の計8案件が提出案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

また、今定例会までに受理した請願は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

請願は所管の教育厚生常任委員会に付託しますので審議をお願いします。

次に6月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布の資料により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、皆さんおはようございます。

議長より許可をいただきましたので、開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和2年身延町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただき、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

全世界へと感染を拡大した新型コロナウイルスは、いまだに感染者は増加の一途をたどり、わが国においてもいったん収束をみせた感がありましたが、7月半ばごろから再び感染が拡大し、全国各地で感染者数が増加をしております。

山梨県内でも、すでに172人の感染が報告されており、10万人当たりの感染者率は静岡、長野を上回る勢いであります。

幸いにして本町では感染者が確認されておりましたが、さらなる感染防止の徹底を呼び掛けてまいりたいと思います。

さて、私どもを取り巻く社会情勢は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大変厳しい状況が続いている中、令和2年度の普通交付税が決定され、7月31日に県から公表されました。

本町の普通交付税額は令和元年度と比較して6,027万9千円少ない37億6,870万3千円でありました。普通交付税の主な減額要因としては、本年度から合併算定替えの財政措置がない新町一本算定となったことや基準財政収入額の算定にあたり、新たに操業が開始された株式会社キーテックや大規模な工場の増設を図った岐阜プラスチック工業株式会社などの固定資産税が増えたことにより1.6%の減額となりました。

歳入決算額の約半分を地方交付税が占める本町では、今後とも財政運営の健全化に努めていかなければと思う次第であります。

次に元気な町を取り戻す商品券についてであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染拡大により長期間にわたる経済への影響が懸念されていることから、町民1人2万円の商品券を給付し、町内の事業者へのさらなる支援と地域の消費喚起を促し、景気を下支えするとともに元気な町を取り戻すために実施をいたします。

8月1日を基準日として、住民基本台帳に登録されている町民の方1万1,123人、5,273世帯への世帯主へ簡易書留にて、すでに郵送済みであります。商品券の使用期限につきましては、本日9月1日から12月31日までとなっております。またさらに景気の下支えや地域経済の活性化が必要なことから、第2次地方創生臨時交付金を利用し、町民1人2万円の商品券を追加給付する関係予算を今議会に上程させていただきました。

啓発用のぼり旗を目印に町内各事業所で買い物をしていただき、町民の皆さまの生活の維持、向上にご利用いただきたいと思います。

次にやまなしグリーンゾーン構想についてであります。

これは県が新型コロナウイルス感染症対策を講じた飲食店などを認証する制度で、観光客や



町民の皆さまが安心して宿泊や飲食ができる事業所を確認するための目安となります。町ではこの認証を受けた町内の事業所に対して、さらなる新型コロナウイルス感染症対策を推進していただきたく、商工会への補助事業といたしまして、やまなしグリーンゾーン認証制度認証取得奨励事業の関係予算を今議会に上程させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

次に新型コロナウイルス感染症緊急対策としての特別定額給付金事業についてであります。

5月1日から8月18日までの間、申請受付を行った特別定額給付金事業につきましては、電話や訪問での対応などあらゆる方法、郵送案内、チラシ配布、防災無線などにより申請の支援を実施いたしました。給付対象世帯5,335世帯に対し、支給世帯が5,332世帯で支給世帯率は99.98%となりました。未支給の3世帯のうち1世帯は居住不明世帯で、2世帯は給付を辞退した世帯であります。人数は給付対象者数1万1,269人に対しまして、支給者は1万1,264人で、支給者率99.96%となりました。未支給者5名のうち1名が居住不明者で、4名が給付を辞退した方です。

次に新型コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金事業の新生児子育て支援給付金事業、ならびに大学生等支援事業についてであります。

第4回の臨時議会において議決をいただきました新生児子育て支援事業、ならびに大学生等学業継続支援事業につきましては、国の特別定額給付金の対象にならなかった4月28日以降、令和3年3月31日までに生まれる新生児の保護者を対象とし、新型コロナウイルス感染症の不安を抱えながら出産を迎える世帯を支えることを目的に、新生児1人につき10万円の給付を支援するものです。

ならびに新型コロナウイルス感染症が大学生等の学費や生活費に及ぼす影響を緩和するため、大学生等に支給金5万円と町内産の米やゆば製品などを応援物資として給付するものであります。この事業につきましては、すでに申請受付と給付を始めており、対象となる方全員に給付されますように町のホームページへの掲載と広報みのぶへ継続的に掲載し、周知を図ってまいります。

次に特定健診、循環器検診、がん検診についてであります。

本年度の実施が危ぶまれました生活習慣病予防健診をこの7月に身延、下部、中富の3地区においてそれぞれ実施いたしました。4月から5月にかけて新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令があり、当初、5月に行う予定でありましたが感染症拡大防止のため7月に延期をし、実施することができました。

県内において、ほとんどの自治体で実施されていない状況の中、健診機関と慎重に協議を重ね、まずは町民の皆さまの安全を考慮し、対策を講ずる中、町民の皆さまにはご不便、ご迷惑をおかけいたしました。7月の1カ月の間で無事に健診を終えることができました。改めて町民の皆さまのご理解とご協力に感謝を申し上げる次第であります。

健康状態は日々変化をしております。そのため自分自身で定期的に体のチェックをしていただき、生活習慣の改善や病気の早期発見・早期治療を行うためにも毎年、生活習慣病予防検診を受診していただきたいと思っております。

また、今後も今回のような新しい生活様式に基づく行動をうながし、実施をしていき、感染拡大予防ガイドラインに沿った感染予防策を引き続き徹底してまいります。

次に中部横断自動車道についてであります。

本年度中に予定されておりました中部横断自動車道下部温泉早川インターチェンジから南部

インターチェンジ間の開通時期につきまして、来年の夏頃になることが国から発表されました。このことは開通を心待ちにしていた私たち地元にとって非常に残念なことであります。国土交通省におかれましては、より一層、安全に配慮した工事施工を行っていただくとともに、中部横断自動車道が災害に強く安全・安心の面におきましても信頼性の高い道路として一日も早く全線が開通できますことを願っております。

次に身延町民体育館照明LED化工事についてであります。

本年度、一般会計当初予算に計上いたしました身延町民体育館照明LED化工事につきましては、5月に入札を行い早期完成を目指して工事を進めております。

身延町民体育館は昭和58年度に竣工し、これまでかいじ国体の柔道会場、国民文化祭のかるた競技会場など本町の主要施設として、また隣接する身延中学校の体育館としても多くの皆さまに利用されてまいりました。

今回の照明LED化工事により、施設内の明るさが数段アップし、教育環境の向上や生涯スポーツの拠点機能が充実することとなります。多くの町民の皆さまにご利用いただきたいと思います。

次にみのぶまつりの開催中止についてであります。

7月21日に開催されましたみのぶまつり実行委員会において、新型コロナウイルスの影響が依然として続いており、今後も感染症拡大の防止に努めていく必要があるとして、今年度の開催中止を決定いたしました。

みのぶまつりは今年度、第9回を迎える町の一大イベントとして定着し、楽しみにしている町民の方も多く、中止は大変残念なことであります。しかし、このことは参加される町民の方々、そして関係者の皆さまの安全・安心を第一に考えた上での苦渋の決断であります。

一日も早く新型コロナウイルス感染症が収束し、来年度には町民の皆さまの笑顔であふれるみのぶまつりが盛大に開催できることを心より願っております。

次に身延町オフィシャルマスコットキャラクター製作事業についてであります。

日本一のしだれ桜の里事業、町の歌制定事業に続く子どもの夢をかなえるプロジェクト第3弾として、オフィシャルマスコットキャラクター製作事業を開始いたしました。

8月1日からキャラクターデザインの募集を行っており、8月31日現在におきまして686点の応募がありました。

次に今定例会に提案をいたしました議案ですけれども認定1件、報告1件、条例の改正2件、令和2年度補正予算4件の計8件でございます。

提出議案の中から主なものについて申し上げます。

まず認定第1号 令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと思います。

次に報告第5号 令和元年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

本町の令和元年度決算に基づく比率は、すこぶる健全段階にあります。これに甘んじることなく、なお一層、財政健全化に努めてまいります。

そのほかにつきましては、提出議案の説明の中で申し上げたいと思います。

なお、令和2年第2回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布をしたとおりで

ございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

以上、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

本日、決算審査報告のため渡邊代表監査委員に出席要請をしております。

ここで、渡邊代表監査委員をお招きしますのでしばらくお待ち願います。

（ 入 場 ）

再開します。

---

日程第4 認定第1号 令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは認定第1号 令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものでございます。

なお、内容につきましては会計管理者が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に認定第1号について、内容説明を求めます。

小笠原会計管理者。

○会計管理者（小笠原正人君）

認定第1号 令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

まず、この認定第1号につきましては、予算決算常任委員会でご審査いただくこととなりますので、ここでは決算書付属資料を用いて決算の概要を説明させていただきます。ご了承いただきたいと存じます。

それでは決算書付属資料1ページをお開きいただき会計別決算総括表をご覧ください。

最初に一般会計の決算状況につきまして、この表の上から2行目、一般会計の欄に示してあります。

歳入総額は9億4,329万8,272円、歳出総額は8億6,005万1,091円で歳入歳出差引額は8億5,324万7,181円です。そのうち翌年度に繰り越すべき財源3,659万9千円を差し引いた実質収支額は8億1,664万8,181円であります。

次に2ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出について、それぞれ款ごとの決算状況を一覧としてあります。

歳入合計は対前年度比1.6%、金額にしますと1億4,580万1,464円の増額となりました。

個々の科目のうち歳入総額に占める構成比率の高いものなど、いくつか見てまいります。

1款町税の収入済額は1億3,766万9千円で歳入総額の14.6%に当たります。前

年度との比較ではマイナス1.6%、2,197万4,452円の減額となりました。収納率は町税全体で94.6%、平成30年度の収納率は94.5%でありました。収入未済額は6,916万5,026円でありました。

なお、町税全体で1,020万4,688円を不納欠損として処理いたしました。

次に6款地方消費税交付金は収入済額2億3,432万7千円で歳入総額の2.5%に当たります。対前年度比ではマイナス5.3%、1,300万5千円の減額となりました。

11款地方交付税は収入済額42億7,060万2千円で歳入総額の45.1%を占めています。対前年度比マイナス2.5%、1億828万1千円の減額であります。

15款国庫支出金は収入済額5億7,741万2,347円となり、歳入総額の6.1%を占め、前年度と比較しますと3.5%、1,958万4,124円の増額となりました。

16款県支出金は収入済額4億8,207万3,516円で歳入総額の5.1%です。前年度と比較するとマイナス6.6%、3,387万9,778円の減額となりました。

19款繰入金は収入済額2億9,918万2,551円で、歳入総額の3.2%を占めています。対前年度比263.0%、2億1,677万3,976円の増額です。財政調整基金、まちづくり振興基金からの繰り入れの増などによるものです。

20款繰越金は収入済額7億7,356万2,550円で、歳入総額の8.2%を占めています。対前年度比1.3%、1,023万8,464円の増額です。

22款町債につきましては、歳入済額9億7,960万円であり、歳入総額の10.4%を占めています。対前年比7.5%、6,800万円の増額となりました。

続きまして歳出についてです。

歳出合計額は対前年度比0.8%、金額にして6,611万6,833円の増額となりました。予算現額に対する執行率は93.6%であります。

それでは歳入と同様、歳出総額に占める割合の高いものなどいくつか見てまいります。

まず2款総務費についてであります。

支出済額は18億741万2,675円で歳出総額の21.0%に当たります。対前年度比5.0%、額にすると8,588万8,680円の増となりました。1項総務管理費、7項国土調査費の増などによるものです。

3款民生費は支出済額20億3,482万2,858円で歳出総額に占める割合は23.6%です。対前年度比マイナス1.8%、3,666万6,295円の減額でありました。民生費支出総額のうち38.2%に当たる7億7,732万3,525円は国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

4款衛生費は支出済額8億6,942万6,227円で、歳出総額の10.1%を占めます。対前年度比マイナス0.8%、額にして715万4,452円の減でありました。峡南衛生組合への負担金として2億2,703万5千円、簡易水道事業特別会計への繰出金として繰越明許分を含め3億6,169万3,267円などが大きな支出であります。

8款土木費は支出済額8億4,303万6,356円で、歳出総額に対する構成費は9.8%です。対前年度比では15.1%、1億1,052万8,831円の増額であります。2項道路橋梁費の増額などによるところであります。

10款教育費は支出済額10億4,863万9,198円で歳出総額の12.2%に当たり

ます。対前年度比2.4%、2,457万7,179円の増額でありました。5項文化振興費の増額などによるものです。

次に12款公債費は支出総額4億412万2,694円で歳出総額の4.7%を占めています。前年度と比べるとマイナス21.1%、金額にして1億789万9,438円の減額であります。これは起債の償還終了によるものであります。

13款諸支出金は支出総額7億5,970万4,913円で歳出総額に占める割合は8.8%であります。主には公共施設整備基金に8千万円、非常災害対策基金に2千万円、教育施設整備基金に2億円、まちづくり振興基金に3億3,815万8千円を積み増し、また新たに森林環境譲与税基金を952万9千円、子ども・子育て基金を1億円積み立てました。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に特別会計について説明いたします。1ページにお戻りください。

会計別決算総括表の下から2行目が20ある特別会計の合計額です。

歳入総額57億1,249万250円、歳出総額55億4,617万410円、歳入歳出差引額は1億6,631万9,840円で実質収支も同額です。

それでは、表の上から3行目の国民健康保険特別会計から順に説明します。

国民健康保険特別会計は歳入総額16億2,479万102円、歳出総額15億8,787万6,119円、歳入歳出差引額は3,691万3,983円で実質収支も同額です。

なお、決算状況等について本資料32ページに掲載してありますのでのちほどご覧ください。

次に後期高齢者医療特別会計は歳入総額4億4,308万6,631円、歳出総額は4億4,230万8,371円、差引額は77万8,260円で実質収支についても同額です。

この会計の決算状況等について、本資料33ページに掲載してありますので、のちほどご覧ください。

次に介護保険特別会計は歳入総額23億3,114万113円、歳出総額22億692万2,905円、差引額は1億2,421万7,208円で実質収支についても同額です。

決算状況等について、本資料34ページに掲載してありますのでのちほどご覧ください。

次に介護サービス事業特別会計は、歳入歳出の総額はそれぞれ875万8,561円でした。

簡易水道事業特別会計につきましては歳入総額8億341万9,117円、歳出総額8億240万3,437円、差引額101万5,680円で実質収支額についても同額です。

農業集落排水事業等特別会計は歳入総額3,006万4,308円、歳出総額3,005万8,438円、差引額5,870円で実質収支についても同額です。

下水道事業特別会計は歳入総額4億5,650万3,600円、歳出総額は4億5,640万1,800円、差引額10万1,800円で実質収支についても同額です。

下部奥の湯温泉事業特別会計は歳入総額832万375円、歳出総額831万7,971円、差引額は2,404円で実質収支についても同額です。

次に財産区関係の特別会計についてですが、12ある財産区特別会計それぞれの歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、実質収支額については記載のとおりでありますので、ご確認ください。

一般会計および20ある特別会計を合計しますと、一番下の行になりますが歳入総額151億7,578万8,522円、歳出総額141億5,622万1,501円、歳入歳出差引額は10億1,956万7,021円で翌年度に繰り越すべき財源として3,659万9千

円を差し引いた実質収支につきましては9億8,296万8,021円でありました。

なお、一般会計および各特別会計の主たる施策の成果につきましては、本資料の3ページから22ページにかけてお示ししてあります。のちほどご覧ください。

以上、雑駁な説明でありましたがよろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提出理由と会計管理者の説明が終わりました。

---

日程第5 報告第9号 令和元年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から報告理由について説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第9号 令和元年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により令和元年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

なお、内容につきましては財政課長が説明をいたしますのでよろしくようお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に報告第9号について、内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

それでは、報告第9号について内容の説明をさせていただきます。

7月29日に渡邊代表監査委員と福與監査委員によりまして、財政健全化法に基づく財政指数等について審査をしていただきました。

その結果につきましては、4枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により議会に報告するものであります。

それでは2ページをお開きください。

令和元年度の決算に基づく健全化判断比率であります。この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率であります。この比率につきましては普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値であります。本町は赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は14.57%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、財産区を除くすべての会計決算の連結となります。この比率につきましても赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は19.57%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営企業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結となります。本町では峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等への債務にかかる負担金も加味された公債費の比率を示す数値であり、本町の数値

はマイナス2.3%であります。平成30年度に比較し0.4%マイナスとなっております。早期健全化基準につきましては25.0%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクターを含めた連結になり、より広範囲で判断していく比率であります。本町におきましては、地方公社や第三セクター等がございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較することになります。

元年度決算も30年度と同様に将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上、地方債などの将来負担額が将来、財政を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値は入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては350.0%となっております。

本町の比率はいずれも早期健全化比率を下回っており、年々改善されておりますので財政は良好であると言えます。

次に下段の令和元年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ4会計の資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては20.0%であります。

なお、上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに知事に報告しなければなりません。また計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけですが、審査意見書でもご指摘いただいたとおり引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上で報告第9号の説明とさせていただきます。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の報告理由ならびに財政課長の説明が終わりました。

報告第9号については終結します。

令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和元年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、渡邊代表監査委員から報告を求めます。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

改めましておはようございます。

それでは認定第1号 令和元年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいまは、会計管理者から令和元年度決算につきまして詳細な説明がありました。重複するところがあるかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご承知のとおり、この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る7月27日から7月31日までの5日間、福與監査委員ともども、町長から提出をされました各会計の歳入歳出決算書および附属資料が関係法令に基づき作成されているか確認すると同時に計数に誤りがないか、また予算の執行状況、さらには基金の管理、運用が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおきまして審査を実施いたしました。

その結果が、皆さまのお手元に配布をしてあります決算審査意見書に掲載をしてあります。

意見書は全13ページからなっておりまして、時間の関係もございますので、主なところを抜粋して報告をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額の単位につきましては万円とさせていただきますので、併せてご了承のほどをお願い申し上げます。

まず、意見書の4ページをお開きください。

(1)の決算の概要であります。

令和元年度の一般会計および特別会計の予算現額は151億2,848万円で、これに対する決算額は歳入総額が151億7,578万円で収入率は100.3%となっております。

一方、歳出総額は141億5,622万円、執行率は93.6%、歳入歳出差引額は10億1,956万円で一般会計、特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。次に町債であります。

令和元年度末現在高は一般会計55億8,117万円、特別会計52億8,003万円、合計で108億6,120万円となっております。昨年度に比べ2億6,687万円の増であります。これは合併特例債を活用した事業に取り組んだ結果であろうかと思えます。

次に(2)の収支決算の状況であります。

一般会計、特別会計を合わせての実質収支は9億8,296万円であり、職員一人ひとりの経費節減などの努力の結果と思われます。

続きまして、5ページをご覧ください。

一般会計(1)の概要ですが、4ページで決算の概要を説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

次に(2)の歳入の状況であります。

予算現額91億9,478万円に対して収入済額は94億6,329万円で、予算に対する収入率は102.9%となっております。

不納欠損額1,020万円につきましては時効など法令に基づき処分したものであります。

また、収入未済額は7,257万円であり、この未済額については、内容の分析や収納に対する工夫をし、適切な事務処理に努めた結果と思われます。

今後も公平性の観点と同時に、自主財源の確保を図るためにも実情を把握し的確な徴収方法を考え、未済額の減額により一層、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

6ページをお開きください。

この一覧表につきましては、先ほど説明しました歳入の決算額をまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

(3)のア、歳出の予算執行状況であります。

予算額91億9,478万円に対して、支出済額が86億1,005万円で執行率93.6%となっております。

下の表は、款別にまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

次に8ページをお開きください。

歳出の性質別の執行状況でありますので、決算分析の参考にさせていただきたいと思えます。

次に9ページ、10ページであります。この特別会計は、先ほど会計管理者が説明いたしましたので省略をさせていただきます。



11ページをご覧ください。

一般会計から特別会計への繰り入れの状況ですが、この表にお示ししてあるとおり、総額で14億9,530万円となっております。

12ページをお開きください。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布してあります決算書付属資料の23ページの4. 財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

13ページをご覧ください。

基金の状況につきましては、関係書類、帳簿などと照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお、基金の運用につきましては、その運用方法について、地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層、創意工夫を重ねる必要があると思います。

最後に審査の意見、指摘事項であります。

恐れ入りますが、お戻りをいただきまして3ページをお願いしたいと思います。

決算収支状況は、一般会計ならびに特別会計ともに実質収支において、すべて黒字決算となっており、職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられるところであります。

歳入面については、自主財源の町税が歳入全体に占める割合が14.6%、依存財源である地方交付税が45.1%、国庫支出金が6.1%、県支出金が5.1%と歳入の大部分を占めている状況であります。

町税の収入状況は、個人町民税が納税義務者ならびに給与所得などの減少により、対前年比で1,100万円の減額、法人町民税は事業好調の法人に支えられまして前年同比となっております。また、固定資産税は宅地評価額の時点修正、ならびに企業の設備投資の減少などにより対前年比で600万円減額しており、町税全体の収入状況は、対前年比で2,100万円の減額となっております。

なお、徴収率については例年のとおり、庁内に設置されている収納対策会議などを中心にして、職員の一斉催告や訪問・督促状や催告書の発送など、徴収努力の結果、ここ数年向上しており、今後もより一層の努力を望むものであります。

また、地方交付税は、合併特例措置による算定替えに伴う段階的縮減などにより、対前年比で1億800万円が減額しております。

次に、使用料ならびに手数料については、町税と同様、徴収率は向上しておりますが、公平性の観点からも、より一層徴収方法などに創意工夫をされ、収入未済額の減少に努めていただきたいところであります。

次に歳出面については、義務的経費である人件費が職員の新陳代謝などにより、対前年比で773万円の減額、公債費は起債の償還終了に伴いまして1億789万円が減額となっております。

投資的経費につきましては、補助事業費が橋梁修繕事業などにより対前年比で5,612万円の増額、また町単独事業費は総合文化会館の音響設備など公共施設の設備整備事業等により5,970万円の増額となっております。

最後に、それぞれの事業などについては適正に執行されておりますが、厳しい財政状況の中で限られた財源を有効に活用するため、職員一人ひとり、それぞれの事業の目的・必要性、投

資効果などを十分に検討し、是正・改善などの見直しに積極的に取り組む必要があります。

続きまして、お手元にある報告第9号の令和元年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。

詳細な説明は、財政課長から説明がありましたので、重複する点があろうかと思えますけども、監査委員の立場から報告をさせていただきます。

令和元年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類などは、すべて法令等に基づき作成されておりました。その結果が皆さまのお手元に配布してあります財政健全化審査意見書に掲載してあります。

(1)の健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準をそれぞれ下回っております。

特に昨年度に引き続き、実質公債費比率は前年度を下回っており、今後も施策・事業の選択などによる経費の節減、町債の発行・繰上償還の工夫など中・長期的な財政計画に基づき、財政運営を行っていただき、引き続き財政健全化に努めていただきたいと思います。

終わりになります。重ねてになりますが、職員一人ひとりが常日頃、それぞれ担当する業務はもちろんのこと、町政全般について創意工夫の努力を重ねていただきまして、町民が安心して住めるよりよい町づくりの実現に向けて、まい進することを期待するものであります。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和元年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の報告が終わりました。

ここで、渡邊代表監査委員は退席となります。

渡邊代表監査委員におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

（ 退 席 ）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前10時00分

---

再開 午前10時15分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第6 議案第69号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第70号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第69号、ならびに議案第70号の提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第69号 身延町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町手数料条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、身延町手数料条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第70号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の改正に伴い、身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案第69号につきましては町民課長が、議案第70号につきましては、子育て支援課長がそれぞれ内容説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

議案第69号および議案第70号の内容説明を求めます。

はじめに議案第69号の内容説明を求めます。

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

議案第69号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

お手元の議案説明書、表紙をめくって1ページをご覧ください。

改正の背景ですが、いわゆる番号法の一部改正が行われ、個人番号をお知らせする通知カードが廃止されることとなりました。

改正前は、市町村長は住民の個人番号を通知カードにより通知しなければならないとされていたところ、改正後は「通知カードにより」を削り、単に「通知しなければならない」とされたところ。この通知カード廃止にかかわる改正部分は、令和2年5月25日に施行され、この日以後は通知カード廃止に伴い、通知カードの再交付事務もなくなったため、手数料条例の一部改正を行うものです。

改正の内容についてですが、手数料条例別表中、通知カードの再交付手数料について規定している9の項を削り、以下の項の数字を1項ずつ繰り上げます。

併せて別表の項の数字を繰り上げることに伴い、第7条第3項中に引用する別表の項の数字のずれを修正するものです。

この一部改正条例は公布の日から施行いたします。

以上で議案第69号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第70号の内容説明を求めます。

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

それでは議案第70号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、議案説明書に基づき説明させていただきます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

背景等につきましては、本年3月4日公布の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体についての規定が一部改正され、本年4月1日に施行されたため、この改正を踏まえ、本町の条例についても所要の改正を行います。

内容につきましては、「放課後児童支援員は、保育士や社会福祉士などの資格を有する者や、一定の年数以上児童福祉事業に従事したものであって、都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならない」とされておりましたが、指定都市のあとに「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加えることにより、中核市の長が行う研修を修了した者にも放課後児童支援員の資格を得られるように改正いたします。

施行期日につきましては、公布の日からということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

---

日程第8 議案第71号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第6号）

日程第9 議案第72号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第73号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第74号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）

以上の4議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第71号から議案第74号までの令和2年度補正予算4議案について、ご提案を申し上げます。

議案第71号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第6号）、議案第72号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第73号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第74号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）、今定例会に提出いたしました令和2年度補正予算案につきましては以上でございます。

なお、議案の内容につきましては、財政課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

議案第71号から議案第74号までの内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

それでは議案第71号から議案第74号までの令和2年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第71号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,486万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,956万3千円といたしました。

歳入予算についての増減額の主な理由についてご説明をいたします。

1款2項1目固定資産税、現年度分を1億9千万円増額いたしました。増額の主な要因は、総務大臣配分、これは償却資産であります、その通知によりまして、8,700万円ほどを増額いたしました。総務大臣配分の対象となる法人は東京電力、パワーグリッド株式会社、日本軽金属株式会社、東海旅客鉄道株式会社等であります。

また、工場の増設に伴い岐阜プラスチック工業株式会社分としまして3千万円。新規操業による設備投資がされた株式会社キーテック分としまして8千万円等でございます。

14款1項7目土木使用料、住宅使用料現年度分を541万8千円増額いたしました。これは町有相又団地の浴室等の改修の財源とするものであります。

15款1項1目民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費負担金（過年度分）を4千円増額いたしました。これは令和元年度分の精算分であります。また、低所得者保険料軽減負担金といたしまして、554万6千円を増額いたしました。これは介護保険制度の改正により低所得者の保険料を軽減するためのものであります。

2項1目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金145万2千円を計上いたしました。これは国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に伴うシステム整備事業に対する補助金であります。

2ページをお開きください。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,226万6千円を計上いたしました。補助対象事業は商品券配布事業のほか記載のある8事業であります。

2項6目教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金200万円を計上いたしました。これは学校再開に伴う感染症対策、学習保障にかかる支援事業補助金であります。

16款1項1目民生費県負担金、子どものための教育・保育給付費負担金（過年度分）36万9千円の計上をいたしまして、また低所得者保険料軽減負担金277万円を増額したところであります。こちらの増減等の要因につきましては、国庫負担金でご説明したとおりでございます。

2項1目総務費県補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金29万5千円を計上いたしました。これは児童福祉施設等における感染拡大防止対策事業等へ支援する交付金でありまして、対象施設は大野山保育園でございます。

3ページをお開きください。

2項5目商工費県補助金、郷土伝統工芸品振興対策費補助金25万円を計上いたしました。これは西嶋和紙振興対策費補助金に充当する補助金で補助率は2分の1であります。

また、地域商業活性化支援事業費補助金30万円を計上し、身延山観光協会灯籠の設置事業に対しての補助金に充当いたします。補助率は2分の1であります。

2項7目教育費県補助金、学力向上支援スタッフ追加配置事業費補助金166万5千円を計上いたしました。これは学力向上支援スタッフを町内3小学校に配置する補助金です。補助率は10分の10であります。

また、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金134万円を計上いたしました。これはスクール・サポート・スタッフを町内3小学校に配置する補助金で、補助率はこれも10分の10であります。

17款1項1目財産貸付収入、旧豊岡小学校貸付料24万4千円を計上いたしました。これは株式会社レクラみのぶとの賃貸借契約更新に伴う貸付料半年分であります。令和2年10月1日に更新し、更新期間は3年間といたしました。

20款繰越金は2,027万3千円を増額いたしました。

4ページをお開きください。

歳出予算についての増額の主な理由をご説明いたします。

2款総務費について説明いたします。

1項2目広聴広報費、有線放送施設整備費補助金1万6千円を計上いたしました。これは対象地区である切石区からの申請に伴うものでございます。

9目交通安全防災対策費、防犯灯建設事業補助金108万1千円を計上いたしました。対象地区等は記載のとおりでございます。

11目まち・ひと・しごと創生事業費、細目2農業振興による六次産業化事業において、あけぼの大豆拠点施設の電話設備の改修としまして22万円の計上。また車載用冷凍冷蔵庫ストッカー1台の購入としまして、8万7千円を計上いたしました。

12目新型コロナウイルス感染症対策費876万4千円を計上いたしました。細目2、まず総務課分といたしまして感染症予防対策として本庁舎用のサーマルカメラ1台を購入するために125万1千円を計上いたしました。細目4といたしまして観光課分、192万2千円の計上はキャッシュレス決済導入セミナー等の委託であります。

5ページをお開きください。

細目8子育て支援課分につきましては、29万5千円の計上をいたしました。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金となり、補助対象施設は大野山保育園であります。細目14身延清稜小学校分といたしまして、156万4千円の計上をいたしました。学習支援スタッフ1名およびスクール・サポート・スタッフ1名の配置事業としまして54万9千円の計上をいたしまして、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等にかかる支援事業としまして101万5千円を計上し、自動手指消毒器等の配備をするものでございます。

細目15下山小学校分の233万4千円の計上は、同じく学習支援スタッフ、スクール・サポート・スタッフを1名ずつ配置し、131万4千円の計上をいたしました。また、学校再開に伴う感染症対策といたしまして102万円を計上し、折り畳み式透明ブース等を配備するものでございます。

細目16身延小学分の221万4千円の計上は、同じく学習支援スタッフ1名、スクール・サポート・スタッフ1名を配置するために111万6千円の計上をし、また学校再開等に伴う感染症対策といたしまして、104万7千円を計上するとともにサーキュレーター等を整備するものでございます。

細目17身延中学校分は43万5千円を計上いたしました。身延中学校につきましては、学

校再開に伴う感染症対策といたしまして43万5千円を計上し、マウスシールド等を整備するものでございます。

6ページをお開きください。

15目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費3億617万4千円を計上いたしました。事業についてご説明いたします。

細目1商品券配布事業につきましては、2億3,017万9千円を計上いたしました。町内における消費を喚起させ、景気回復と経済活性化を推進するため、町民1人当たり2万円の商品券を配布する事業として第2次の経費を計上いたしました。積算における対象につきましては第1次と同様といたしました。

細目3避難所感染予防対策費といたしまして、2,846万2千円の計上をいたしました。避難所感染予防対策として段ボールのパーテーション、ウォーターバッグ、送風機、プライバシールーム、多目的テント、浄水器、電動トイレ等を購入するものであります。

細目11サテライトオフィス誘致事業といたしまして、379万5千円の計上は他の自治体との差別化に必要なツールを整理した誘致戦略の作成やPRサイトの作成など、誘致活動の支援を委託するものであります。

細目12感染予防対策支援事業といたしまして、583万6千円の計上をいたしました。庁内の感染予防対策として、町内全集落、区等に非接触型体温計を配付し、地域活動における予防対策を支援します。

また、民生委員や障害者福祉施設に対しましてマスク、アルコール消毒等を配布します。さらにすこやかセンターには、サーマルカメラ1台を配備する購入費といたしまして125万1千円を計上したところであります。

また、細目13といたしまして生涯学習施設等感染症予防対策事業といたしまして1,241万2千円の計上をいたしました。生涯学習施設感染予防対策としてアルコール消毒、泡ハンドソープ、非接触型の体温計等を整備します。

また、町内体育館、総合文化会館に網戸を設置する修繕費として147万7千円。体育館の換気扇設置工事としまして923万円。体育館用の扇風機購入としまして43万4千円を計上いたしました。

7ページをお開きください。

細目14観光誘致事業といたしまして1,965万8千円を計上したのち、その内訳といたしまして本町に来町する宿泊観光客等へのプレゼント品としまして、身延町のオリジナルグッズを作成し、観光誘致を推進する予算として992万8千円を計上いたしました。この事業において、宿泊観光客へのプレゼント5千セット、来町する観光客のプレゼント1万セットを作成し、町内の宿泊施設、商店、飲食店等で配布する予定です。

また、団体旅行誘致助成金として500万円を計上いたしました。これは町内への団体旅行を旅行会社が企画し、5組以上の販売が実行できた企画に対して企画費として10万円を補助するものであります。

細目15やまなしグリーンゾーン認証制度取得奨励事業として300万円を計上いたしました。これは山梨県が推進するやまなしグリーンゾーン認証制度を商工会において認証取得奨励事業として実施し、認証を取得した事業所に取得に対する奨励金として1万円を助成するものであります。

細目16下部奥の湯温泉事業繰出金として288万8千円を計上いたしました。これは下部奥の湯温泉使用料を令和2年4月分から令和3年2月までの減免に伴う繰出金であります。

18ページをお開きください。3款民生費についてご説明いたします。

1項7目生涯福祉費に障害者ヘルプマーク購入費11万3千円を計上いたしました。また、障害者相談員1名増員による報償費5万9千円を計上いたしました。さらに手話通訳者派遣等事業委託費50万円を計上いたしました。委託先は山梨県立聴覚障害者情報センターであります。

2項8目地域子ども・子育て支援事業費では、地域子育て支援拠点事業補助金11万8千円を計上いたしました。対象施設は大野山保育園内の地域子育て支援センターぬくぬくであります。

9ページをお開きください。4款衛生費についてご説明いたします。

1項2目予防費に飯富病院特別負担金631万9千円を計上いたしました。これは老健施設のボイラー改修工事および一般撮影装置X線管球交換費への負担金であります。

なお、組合構成町の負担割合は身延町が73.48%、早川町が26.52%となります。

また、3目母子衛生費では施設利用者の減少に伴い小児救急医療事業の追加負担金67万4千円を計上いたしました。

6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項3目農業振興費において、下部農村文化公園支障木および特定外来植物除去委託費11万8千円を計上いたしました。また、市之瀬茶加工場解体工事費を638万円計上いたしました。

4目農業土木費では、門野用排水路改修工事として130万3千円および古関向田堰改良工事として281万6千円を計上いたしました。

2項1目林業振興費では、有害鳥獣捕獲報償費としてシカ200頭分、280万円を計上し、森林環境譲与税事業として森林整備用パワーシュレッダー購入費302万5千円を計上いたしました。

7款商工費についてご説明いたします。

1項1目商工振興費では、和紙振興事業補助金50万円を計上いたしました。これは山梨県郷土伝統工芸品振興対策事業補助金の対象事業であります。

10ページをお開きください。8款土木費についてご説明いたします。

2項1目道路橋梁維持費では、区長要望に対応するため町道修繕費500万円、町道等埋塞土除去業務委託費200万円、道路整備事業費として身延地区1千万円、下部地区300万円、中富地区1千万円をそれぞれ計上いたしました。

2目道路橋梁新設改良費では、町道丸滝沖村線舗装工事費501万6千円を計上いたしました。また、3項1目河川維持費では区長要望に対応するため河川改修費100万円、市之瀬地区河川整備費350万円、常葉地区河川整備工事350万円を計上いたしました。

5項1目住宅管理費では、町有相又団地浴室改修工事費等541万8千円を計上いたしました。

10款教育費についてご説明いたします。

2項3目教育委員会学校管理費に、身延清稜小学校養護教諭1名分、37万9千円を計上いたしました。これは傷病休暇に伴う代替え措置であります。



4項2目公民館費では公民館整備補助金7万2千円を計上いたしました。対象集落は西嶋岡町区集落公民館であり、屋根塗装修繕等にするものであります。補助率は3分の1であります。

11ページをお開きください。13款諸支出金についてご説明いたします。

1項16目教育施設整備基金費では、基金積立金97万6千円を計上いたしました。これは公立学校施設整備費補助金等にかかる財産処分の承認に伴い、基金に積み立てるものであります。対象施設は旧豊岡小学校校舎となり、株式会社レクラみのぶとの施設の貸付更新によるものであります。

また、19目森林環境譲与税基金費、基金積立金302万5千円の減額は、森林環境事業として竹林整備用パワーシュレッダーの購入費に森林環境譲与税を充当するため、基金積立金を減額するものであります。

続きまして議案第72号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案第72号において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,719万1千円といたしました。

歳入予算について、増額の理由についてご説明いたします。

4款1項1目保険給付費等交付金、これは特別交付金であります。150万円を増額いたしました。これは新型コロナウイルスの影響による国民健康保険税減免に伴う特別調整交付金であります。

歳出について、増額の理由についてご説明いたします。

7款1項1目一般被保険者保険税還付金に150万円を計上いたしました。これは新型コロナウイルスの影響による国民健康保険税減免に伴う還付金であります。

12ページをお開きください。

議案第73号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

議案第73号において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,634万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,021万1千円といたしました。

歳入について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料を1,109万4千円減額いたしました。これは介護保険制度改正により低所得者への保険料を軽減したためであります。

3款1項1目介護給付費負担金現年度分32万6千円を増額し、2項1目調整交付金現年度分14万7千円を増額いたしました。

また、4款1項1目介護給付費交付金現年度分を44万円増額し、5款1項1目介護給付費負担金現年度分20万4千円を増額いたしました。

3款、4款、5款の増額は居宅介護サービス給付費および高額医療合算介護サービス費の増加によるものでございます。

7款1項1目介護給付費繰入金、介護給付費繰入金現年度分20万3千円を増額し、3目低所得者保険料軽減繰入金を1,109万4千円といたしました。これは介護保険制度改正により低所得者の保険料を軽減するためであります。

8款繰越金は3,502万1千円を増額いたしました。

歳出について、増額の主な理由についてご説明いたします。

1 款についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目 居宅介護サービス給付金は、財源組み替えであります。

1 3 ページをお開きください。

2 項 6 目 介護予防住宅改修費 1 5 4 万円を増額し、5 項 2 目 高額医療合算介護サービス費に 9 万円を増額いたしました。いずれの増額も利用者の増加によるものです。

5 款についてご説明いたします。

5 款 1 項 1 目 第 1 号 被保険者還付金、第 1 号 被保険者還付金を 6 7 万 2 千円といたしました。また 3 目 国庫支出金等償還金では、令和元年度介護保険関係国庫支出金等の精算に伴う返還金 3, 3 5 5 万 7 千円および令和元年度低所得者保険料軽減一般繰入金の精算に伴う繰出金 4 8 万 2 千円を計上いたしました。

続きまして議案第 7 4 号 令和 2 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明いたします。

議案第 7 4 号において、歳入歳出予算の総額は歳入歳出 7 5 3 万 1 千円といたしました。歳入予算について増減額の主な理由について、ご説明いたします。

1 款 1 項 1 目 温泉使用料 3 8 9 万 8 千円を減額いたしました。これは新型コロナウイルス感染症対策に伴う下部奥の湯温泉使用料を令和 2 年 4 月分から令和 3 年 2 月分の減免によるものの減額であります。

5 款 1 項 1 目 下部奥の湯温泉事業基金繰入金 3 4 万 3 千円を計上し、温泉管理費に充当するとともに 2 項 1 目 下部奥の湯温泉事業繰入金では、温泉使用料減免に伴う一般会計繰入金 2 8 8 万 8 千円を計上し、特別会計の歳出財源を確保するものであります。

6 款 1 項 1 目 旅館業等緊急支援事業補助金 6 6 万 7 千円を計上いたしました。これは下部奥の湯温泉使用料の令和 2 年 4 月分から 7 月分の減免に伴う県補助金であります。補助率は 2 分の 1 となります。

歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目 温泉管理費において、温泉使用料の減免に伴う財源組み替えをいたしました。

以上で議案第 7 1 号から 7 4 号までの主な内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

以上で町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これもちまして本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(大村隆君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前 10 時 56 分

令和 2 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 2 日

令和2年第3回身延町議会定例会（2日目）

令和2年9月2日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	村野浩人												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	幡	野	弘		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	松	田	宜	親	産	業	課	長	高	野	修			
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	中	山	耕	史	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆  
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが広報編集委員会 赤池委員長より広報の写真撮影のため、カメラの設置の要望がありましたので、これを許可します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ただいまより、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1番目でございますが、コロナ後の社会を見据えた農業振興策および移住・定住施策の拡充について、ご質問を申し上げます。

ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って働き方でございますとか、生活様式を見直す機運が高まっていることはご存じのとおりでございます。仕事のことがネックとなりまして、田舎暮らしを諦めていた都会の人たちが、このコロナ感染症をきっかけに地方移住でありますとか、二地域居住への関心を高めているわけでございます。

本町が久成地区で実施をしておりますリンケージ農園、これは都市住民が町の農地を借りて作物を育てることができる滞在型市民農園でございます。耕作放棄地を再生し利用する施策として有用であるばかりか、このリンケージ農園が空き家を活用した都市住民の田舎暮らし実現のきっかけになることを期待いたしております。

農業体験を通して都市と農村の交流を深めることにより、関係人口の増加を図り、都会の人たちの移住・定住に結びつけることも可能だというふうに感じております。リンケージ農園は農業振興策であるとともに、広い意味で移住・定住施策の一つでもございます。

そこで、リンケージ農園の現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

リンケージ農園は、都市住民が農産物を栽培し、土、緑および自然と触れ合い、身延町の住民との交流を拡大することにより、定住を促進するとともに、地域の活性化を図るため、田舎暮らし体験施設、空き家・土地バンクおよびみのぶ自然の里等の事業と連携することを趣旨として平成29年度に全13区画を開設しました。

開設後の利用状況につきましては、平成30年度に3区画、令和元年度に10区画、令和2年度は全13区画が利用されております。このうち、大半はみのぶ自然の里の利用者ですが、空き家バンクによる利用者もおり、移住・定住への効果も生まれております。

今後、利用希望者の状況を見ながら必要に応じて施設の拡充を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

受動的な今のお答えの中で、必要に応じて施設の拡充をということですが、ぜひとも積極的な姿勢で仕事を進めていただきたいと思っております。

次にリンケージ農園の魅力を高めるためには、私は宿泊施設との連携が不可欠であるというふうに感じております。田舎暮らし体験施設など、宿泊施設との協力体制を今後どのように進めるべきか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

田舎暮らし体験施設については、現在古閑、清子地内の2カ所を有し、利用者が農業を希望する場合には、リンケージ農園の活用を図ることとしておりますが、施設間の距離があることと、地域の耕作放棄地の解消につながることから、地元の協力を得ながら、近隣の農地の斡旋もしております。

他の宿泊施設との連携については、リンケージ農園の管理を委託しているみのぶ自然の里が施設の管理と併せて利用者の募集を行うことで、みのぶ自然の里を通じた利用者が増えております。

今後、他の宿泊施設等へも働きかけて、農泊による新たな耕作者の増加を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

やはりリンケージ農園と一体化した、町内の空き家を活用した宿泊施設でございます田舎暮らし体験施設を、私はもっともっと増やすべきだというふうに考えるものでございます。そし

て、リンケージ農園と田舎暮らし体験施設を結び付けた新たな名称とイメージ作りが必要だというふうに考えておりますので、積極的な対応をお願いするものでございます。

次に移住・定住施策を推進するためには、農業体験や田舎暮らし体験などを通して都会に住む人たちの田舎生活を支援する民間団体や空き家バンク情報をより広く発信するため、田舎と都会を結び付けるマッチングサイトとの連携が必要だと考えておりますが、当局の見解をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

民間団体・グループの枝豆収穫体験や味噌作りなどの体験や活動は、本町に多くの人が訪れており、都会の人を惹きつける魅力を持っています。

このような民間団体・グループの活動を広く発信し、都会に住む人々のニーズとマッチングする機会をつくることで、移住・定住施策をより効果的に推進することが可能であると考えております。

現在、移住・定住推進の取り組みの中で、民間の大手不動産情報サービス事業者と連携して事業者サイトから空き家・空き地等の情報提供を開始しており、マッチング機会を拡大しております。

今後も効果的なツールを活用し、推進に努めてまいります。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

移住・定住施策の推進については、私はできる限り民間団体の力を借りて、強力に推進をする必要があるという、そういう姿勢が必要であるというふうに常々感じております。ぜひとも民間団体との協力をこれからも積極的に、もう現実的にやっているところがございますけれども、進めていただくようお願いをいたします。

次に下部農村文化公園「道の駅しもべ」のこれからの取り組みについてお伺いをいたします。

下部農村文化公園「道の駅しもべ」の管理運営につきましては指定管理者制度を導入し、平成18年4月から農事組合法人下部特産物食品加工組合が指定管理者として業務を担っておりますが、平成30年度の入場者および売上高を平成25年度と比較すると、いずれも32%前後の大幅な減少を示しております。極めて厳しい経営状況にあるかと思えます。

私は、平成30年第3回定例会および令和元年第3回定例会において、道の駅しもべの運営につきまして質問をいたしております。「集客力を高めるため新たなコンセプトのもと、リニューアル等を行うことを考えているか」、「指定管理者である農事組合法人下部特産物食品加工組合に対して第三者機関による経営診断等を行うよう、管理者を指導したか」等の内容でございます。

これに対しましての回答は、「中部横断自動車道の全線開通、また国道300号の改良等、明るい話題もある。今後の在り方については、木喰の里微笑館との連携も含め外部有識者を含めた検討委員会の設置による協議が必要である」、そして「町では指定管理者に対し組織体制、事業内容、経営状況等、ヒアリングを行うとともに、より集客が増えるための組織運営がなされるよう指導・助言していく」との答弁でございました。



答弁の内容を検証することは、これはわれわれの責務でございます。そこでそれ以後、検討委員会の設置をしたのか、また経営改善のためにどのような指導および助言を行ってきたのか、その取り組みについて具体的に回答願いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

農事組合法人下部特産物食品加工組合に対しては、毎年決算書の報告を求め、事業内容、収支における聞き取り等を行い、現状把握の上、翌年度の事業計画、経営改善に向けた指導、助言を行っております。

また、施設の在り方については、現在、外部有識者による身延町公共施設在り方検討委員会において検討されているところです。8月27日に受理した身延町個別施設計画策定に関する提言書（第1次）を踏まえて、指定管理の選定方法も含めて早急に検討します。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次に、コロナウイルスの収束がなかなか見通せない中、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定作業が進められておりますが、道の駅しもべのリニューアルや縮小、廃止を含む、これからの取り組みについて町の考え方をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、集客が難しい状況が続いております。こうした中、中部横断自動車道の全線開通を間近に控え、峡南地区の道の駅が相互に連携し、観光振興や地域活性化に結び付けるため、8月19日に峡南地域道の駅ネットワーク協議会が設立されるなど、新たな取り組みを行っていきます。

また、身延町公共施設在り方検討委員会による身延町個別施設計画策定に関する提言書（第1次）によると、「引き続き指定管理制度を導入した上で、工夫改善を図りながら施設の継続が望ましい」とのご意見をいただいたところです。

建設から23年を経過した施設のリニューアル、他の施設との機能複合、施設の指定管理の形態も含めて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今の答弁、ぜひとも積極的な姿勢の中で実現をするよう努力をお願いするものであります。続きまして、身延町和紙の里管理運営委員会についてお尋ねをいたします。

身延町なかとみ和紙の里、それから身延町なかとみ現代工芸美術館の平成29年度の入場者

数および売上高を平成25年度と比較すると、おおよそ30%から40%の大幅な落ち込みを示しております。

身延町和紙の里管理運営委員会は、なかとみ和紙の里条例により設置が義務付けられております。委員会は、このような厳しい経済環境を少しでも変えるために改善策でありますとか、将来の在り方について検討することを目的に開催をされてきたものと、私は理解をいたしておりますが、その基本的な役割について、まずお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

お答えいたします。

身延町和紙の里管理運営委員会は、身延町なかとみ和紙の里条例の第18条1項に設置が規定されております。

委員数は10人以内とされ、任期は2年間となっており、和紙の里全体の管理運営に関し協議を行うこととされております。

現在、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館、ともに施設の老朽化が進む状況で、入館者数、売店収入など年々、減少傾向が続いております。

そのため、和紙の里全体の運営に関しまして、将来的な展望を踏まえ、新たな取り組みに活かしたいと考え、平成30年度から平成31年度にかけて身延町和紙の里管理運営委員会を5回開催し、委員の皆さまからご意見等を頂戴しております。

特に現代工芸美術館については、美術館の目的にとらわれず、新たな観点から多くの町民が利用していただける施設へと運営していくことを目指し、関連例規を含め、様々なご意見を頂戴したところです。

こうした、いただきました意見等は、今後の和紙の里全体の管理運営を円滑に推進するための基礎を築く役割を果たしていただいたものと考えております。

今後は、このようにいただきました意見を基礎としまして、さらなる教育芸術文化の醸成や地域振興につなげられるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次に、管理運営委員会は平成30年7月に新たな委員を加え、それ以後5回の協議を重ねてきたところであります。5回目の開催は、コロナ感染拡大のために書面会議により本年4月に実施をされました。その内容は、なかとみ和紙の里およびなかとみ現代工芸美術館の条例、施行規則、規程、要綱の改訂についてでございました。これらについては、文書で意見聴取がなされたわけですが、この結果を踏まえて、改訂作業の現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

お答えいたします。

ご質問のありました管理運営委員会で検討いただきました内容の進捗状況についてですが、管理運営委員会から頂戴いたしましたご意見を踏まえまして、現在、順次改訂作業を進めている状況であります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

その改訂作業をできるだけ早くしていただいて、管理運営委員会に提示されるようお願いをいたしておきます。

次に本年度、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定作業が進められておりますが、これからの管理運営委員会の進め方について、当局の考え方をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

お答えいたします。

和紙の里管理運営委員会の状況は、先ほど触れましたが、平成30年7月より5回の会議が開催され、委員の皆さまから様々なご意見を頂戴しております。

また、身延町個別施設計画策定に関し、現在町が保有する公共施設のうち、施設の管理等に関する事項について、民意を反映しながら、今後の在り方を検討するため、身延町公共施設在り方検討会が設置され、随時ご提言を頂戴する予定となっております。

ご質問いただきました身延町和紙の里管理運営委員会の進め方についてですが、身延町個別施設計画の策定作業においても、身延町和紙の里管理運営委員会でいただきましたご意見に配慮しつつ進めており、和紙の里全体に関しましてハード面やソフト面など、様々な観点からいただきましたご意見やご提言を踏まえまして、魅力ある施設づくりに向けた取り組みを進めたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今の答弁に関しまして、身延町和紙の里管理運営委員会については、これからも和紙の里の新たな方向性を検討するために、今後も随時開催していくということで、そういう理解でよろしいかどうか、お答え願います。

○議長（柿島良行君）

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

今後の和紙の里に関しましても、必要に応じ、和紙の里の管理運営委員会を開催して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次に和紙の里に関しまして、和紙の里の活性化施設、それから現代工芸美術館、これらはコロナ感染拡大に伴いまして、4月から一時休館をいたしたわけでございます。職員の通常業務は、これは入場者があることを前提に職務分掌が割り当てられているというふうに考えます。休館中はその職務がなくなったか、少なくなったと推察をするわけでございますが、その休館中における職員の職務の具体的な内容について、お聞かせを願います。

○議長（柿島良行君）

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館についても休館措置を講じました。

休館した期間は令和2年4月11日、土曜日から同年の5月24日、日曜日までの休館日を除く計37日間となりました。

職員体制につきましては、生涯学習課和紙の里担当として正職員3名、会計年度任用職員10名で業務を行っており、休館中の会計年度任用職員の人員体制は、和紙の里について8名、現代工芸美術館は2名としております。

和紙の里の8名中2名は週5日勤務、残り6名が週2日から週3日の勤務となり、休館期間中の業務としては、館内清掃、障子張り替え、在庫確認、値札の張り替え、体験材料作り、オリジナル製品作りなどの業務を実施いたしました。

現代工芸美術館の2名は週5日勤務で、館内清掃、企画展準備、収納倉庫整理などの業務を実施いたしました。

特に企画展については、新しい取り組みとして、町内在住者の展覧会やコレクションの展示会が予定され、開催に向け、打ち合わせや展示設定、解説作成など、コロナ禍のため、電話などにより精力的に進めてまいりました。

両館とも施設の維持管理やコロナ感染防止策などを中心に、開館後の運営に必要な様々な準備を進めてきたところです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

私は、この和紙の里に関しまして、いつも感じていることでございますが、入場者がこれは毎年減少しております、職員の平常業務については、私は労働密度は高くないものだというふうに感じておりました。したがって、休館中の業務につきましては、私はもう少し何かの対応策があったのかなというふうに感じるものでございます。

平時における職員の勤務日数、それから勤務時間、私は縮小をしてもおかしくないのではないかと考えております。ただし、当然この業務は忙しくなれば、これは逆に勤務時間等を増やすということも考えるべきだというふうには感じております。

次に移ります。

公共施設建設とまちづくり計画についてでございます。

大型公共施設の建設プロジェクトでございます身延中学校新校舎建設につきましては、平成30年5月策定された身延町立学校施設整備計画におきまして、身延町の中央地区であります下山地区が望ましいという報告書が提出をされました。これに基づきまして、身延中学校新校舎等整備基本計画が令和2年4月に策定され、本年度当初予算におきましては、土地の買収でありますとか基本設計、実施設計、建設地の測量などの予算、合計1億9,100万円が計上されているところでございます。

建物の建設にかかる予定工事費は27億8千万円。建物の建設工事は、令和4年度から令和5年度にかけて行われまして、令和6年度に新校舎の供用が開始をされるということでございます。

ところで、大型の公共施設である中学校新校舎建設は、私はその地域の新たなまちづくりと連動すべきであり、地域経済の活性化に貢献すべきものであると常々考えております。

まちづくり計画の中で、公共施設の役割というのは、その先導役として極めて重要な役割があるかと思えます。そしてここで言う、まちづくりとは既存の町を発展させるために主として建物や道路といったハード面を改善することによって、若者やお年寄りにとって住みやすい町とする活動全般を、これは示しているものでございます。

人口の減少に歯止めをかけ、交流人口の増加を図るためにも、大型の公共施設である中学校新校舎建設にあたっては、下山地区の新たなまちづくり構想（グランドデザイン）を描くべきであります。

できるだけ早い時期にまちづくり計画について問題提起を行い、丁寧な議論をする中で、その実現に向けて、第一歩を踏み出すべきであるというふうに考えますが、当局の考え方をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

身延町のまちづくりは、第2次身延町総合計画の基本構想において、地域の状況を踏まえ、行政、医療・福祉、商業など機能の集約化を図るとともに、交通網や拠点機能の適正配置など利便性の高い基盤整備に努めることとしております。

まちづくりの要となる交通網では、令和3年の夏頃に中部横断自動車道の下部温泉早川インターチェンジから南部インターチェンジ間が開通する予定となっており、開通後は物流の時短による商工業の活性化や広域観光の振興など、大きな効果が期待されております。

町内の各地域の社会状況を迅速に把握しながら、下山地区も含め町民優先のまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今のお答えでございますが、私は身延町全体のまちづくりについて質問をしたものではありません。新たな中学校が建設される下山地区のまちづくり構想について、質問しているものでございます。

私は前述したとおり、中学校建設が点で終わってはいけない。地域活性化の先導的な役割を担うべきであるというふうに常々考えております。そういう意味で、公共施設建設の重要性を理解したつもりでございます。

ぜひとも、私はこの身延町のセントラルエリアでございます、これら地域のまちづくり構想について、できるだけ早い時期にその内容について策定をされるよう要望しておきます。

次に、私は地域から学校がなくなることによりまして、地域コミュニティの衰退が懸念をされるところでございます。新校舎建設と並行して、身延中学校移転後の梅平地区現校舎跡地を含むまちづくり計画についても、その方向性を見極めていくべきであると考えておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えします。

身延中学校は、校舎敷地とグラウンドを合わせて約2万5千平方メートルあり、このうち4分の1程度は私有地を借用しております。

跡地の利活用につきましては、私有地があることから地権者との協議をふまえ、町民の皆さまのご意見も伺いながら、地域の活性化につながるまちづくりを検討し、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

検討検討もよろしゅうございますが、できるだけ早くまちづくり計画に着手をしていただくようお願いをいたしておきます。

引き続きまして、政策形成プロセスにおける町民参加についてお伺いをいたします。

地方分権化が進展したのに伴いまして、地方公共団体には、自己決定・自己責任の下で地域の実情に合ったまちづくりを進めていくことが求められております。そのため、これまで以上に町政運営へ町民の参加を得て、町民の目線に立った地域にふさわしい行政サービスを提供するための制度や仕組みを整えて、実践をしていく必要があることは言うまでもございません。

現在、政策形成過程、政策形成プロセスにおいて町民参加の取り組みを行っている事案にはどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

現在、政策形成過程において町民参加の取り組みを行っている主立った案件といたしましては、総合戦略の策定、検証および推進のための第2期身延町総合戦略推進委員会、利用目的を失った公共施設の活用等に関する事項について検討するための身延町未利用公共施設活用検討委員会、公共施設の管理等について今後の在り方を検討するための身延町公共施設在り方検討委員会、行政改革の効率的な町政の実現を推進するための身延町行政改革推進委員会などがあ

り、そのほかにも各行政分野において、施策や事業の計画、実施に対してご審議等をいただく機会を設け町民参画に努めております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

町民参加の取り組み、過程、プロセス、これは多種多様な手法が考えられるわけでございます。私はできるだけ多くの意見を得ることができるように、目的に応じた有効な手法を選択することが重要であるというふうに考えております。つまりできるだけ多くの町民の意見をお伺いするというところでございます。現在、採用されている町民参加プロセスの手法についてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

現在、採用している町民参加の手法といたしましては、各種審議会、各種委員会等への参画、各種政策案等に対するパブリックコメント、町民のアンケート調査、自治組織等からの要望受け付け、小中学生ならびに高校生と語る会などの各種懇談会や事業説明会などの意見交換会などが挙げられます。

町民参画は、まちづくりにおいて重要であると考えており、政策形成の過程においても町が抱える多様な課題に対応するため、行政だけでなく町民や企業、各種団体などからのご意見を得て解決していく協働のまちづくりに努めております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

そこで下部温泉、それからスポーツジム等複合施設建設に関連をいたしまして、町民参加の取り組みはどのように行われてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

平成30年度において、各団体で構成されました下部温泉会館在り方検討委員会により検討委員会および先進地視察を踏まえて、提出のありました提言書を基本方針として、PFI事業により整備計画を進めております。

また第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン策定にあたり、町民参加の取り組みとして、まちづくりアンケート調査を実施した結果、温浴施設とフィットネスジムについて、各年齢層から要望があり、老朽化した下部温泉会館の代替施設として温泉を使用し、健康増進と保養を目的とした温泉施設と、幅広い年齢層の方々の健康の保持や体力向上を目指したスポーツジムを併設する複合的な健康増進施設の整備計画を進めているところであります。

建設地であります下部地区におきましては、ワークショップ形式により地元から意見・要望等を聴取し、実施計画に反映したところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

重要施策実施にあたりましては、町民の意見を広く聞く機会を設けることは当然でございます。そして条例や規則要綱に則って、例えば下部温泉・健康増進複合施設建設について進めてこられたことは承知をいたしております。しかしながら、私は関係者は当然、その意見等を聴取すべきでございますけれども、それと同時に幅広い町民の意見もぜひとも聞いてほしかったというふうに感じているところでございます。

次に下部温泉・スポーツジム等複合施設建設に関して、一連の事業実施にあたって、町民への情報開示はどのように行われてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

下部温泉健康増進施設の整備につきましては、民間資金を活用したPFI事業を導入して整備を進める方針であり、町の基本構想、基本方針を踏まえて、事業参入企業による実績、経験や発想による施設の計画、運営計画を委ねるところとなるため、計画当初の段階からホームページ上で事業者向けへの情報を公開し、事業の進捗に合わせて随時更新を行って情報開示しているところであります。

今後は、事業の進捗に伴ってホームページ、広報等を通じて町民への情報開示および周知に一層努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今のお答えに関しまして、ホームページ上で事業者向けの情報公開をすることは至極当然のことではありますが、それと同時にやっぱり一般町民に、誰でも分かるような方法でもって、これら情報を広く公開すべきであると考えておりますし、これからもそれら情報につきましては、一般町民に分かりやすい方法で公開をされるようお願いをするものであります。

次に最後の質問になります。

コロナウイルス感染拡大に伴う指定管理者への支援策と今後の対応についてお伺いをいたします。

現在、主な集客施設の中で指定管理者制度を導入している施設名称および管理者は次のとおりでございます。なかとみ和紙の里、味菜庵がみのぶうどん生産組合。下部農村文化公園が農事組合法人下部特産物食品加工組合。ゆばの里とよおかが企業組合みのぶゆばの里とよおか。それから本栖湖いこいの森キャンプ場みのぶ自然の里がNPO法人みのぶ観光センター。それから下部温泉会館が身延町商工会でございます。



これら指定管理者はコロナウイルス感染拡大に伴いまして、4月から7月まで休業ないしは営業時間の短縮、それから臨時定休日の追加等によりまして、予想を超える売上の減少をきたしております。コロナの終息が見通せない中、今後の経営はさらに厳しくなると推察をするものであります。指定管理者によっては収支の見通しさえ立てにくい状況でございますし、管理業務から撤退する可能性さえ危惧されるものであります。

このような厳しい経営環境の中で、町の管理者への支援策についてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

新型コロナウイルス禍における指定管理者への支援について、お答えいたします。

町の指定管理者につきましては、伊藤議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症対策により大変厳しい経営状態にあることは承知しております。

そのような中で、現在の指定管理者への直接的な支援といたしましては、国の緊急事態宣言等による休業や集客数の大幅な減少を鑑み、ゆばの里、味菜庵、身延山駐車場の指定管理者納付金について、令和2年度1年間分の納付免除といたしました。

なお、指定管理者は民間業者でありますので、国の助成制度による雇用調整助成金や持続化給付金等により、町内の事業者と同様に現状をしのいでいると考えております。

町は、指定管理施設の継続的な運営維持に向けて、今後の経済状況を見極め指定管理者と協議をする中で具体的な経営支援について、今後検討してまいります。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今の答弁に関しまして、今後の経済状況を見極め指定管理者と協議をする中で具体的な経営支援について検討するという事を財政課長が述べておりますが、具体的なこの経営支援とはどんなものが想定されるのか、もし現時点でお分かりになっておられましたらお答え願います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

のちほど、伊藤議員のご質問が続けられると思いますけども、当然のことながら基本協定、それから年度協定に基づいて、その経営状況を見ながら指定管理料というものの中で検討していかなければならないと考えておりますので、のちほどの回答と同じような形になりますけども、町ではそういう考え方でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

町と管理者との間では、今、財政課長が述べられたとおり、指定管理について協定書を交わしておるわけでございますが、この協定書の内容についてお尋ねをいたします。

一部指定管理者へは、この指定管理料を、この協定書の契約内容の中に項目がございまして指定管理料を支払っているところがございます。この指定管理料を支払うことが可能な条件および管理料の決定方法についてお伺いをするとともに、協定書の契約条項にはどのような形で、

これを反映されているのかお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

指定管理者の選定につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び施行規則によるものとされております。

この条例等によりますと、管理者を選定する過程として、町の公募に対して指定管理者の申請書が提出され、学識経験者による公の施設の指定管理者選定委員会より書類審査等を踏まえ、指定管理者の指定につきましては、議会の議決を経て指定されることとなっております。

ご質問の指定管理料を支払うことが可能な条件といたしましては、管理者の申請に伴う提出書類の1つとされている管理に係る収支計画書により、町からの指定管理料が検討され、協定書にその旨について記載がされております。

ちなみに、協定書の締結内容につきましては、関係条例の第9条により示しております。

また、指定管理者との基本協定書においては、町が業務の一部として本指定期間中に指定管理料を支払うことといたしまして、指定管理料の詳細については年度協定に定めるということになっております。

さらに、指定管理料の変更については、指定期間中に物価水準の変動、ならびにその他のやむを得ない事由により、当初合意された指定管理料を変更する必要があるときは、双方協議の上、変更できるものとなっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

コロナウイルス、私、感染が収束をするまで、指定管理者にあつて複数年度において、収支差額、民間企業でいえばこれは赤字でございます。これは指定管理業務、協定書に明示をされた指定管理業務について、赤字が生じた場合、収支差額が生じた場合、逆に言うと黒字が生じる場合もございます。この経費を、赤字になった場合です、経費を町が補填する考えはあるのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

指定管理者は、町の行政財産を管理運営していただいておりますので、町の責任において施設運営経費の確保は指定管理者と十分な協議を重ね、基本協定書ならびに年度協定書により必要な指定管理料を検討してまいります。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、財政課長からのお答えをいただいたわけでございますけれども、つまり協定書に関しま

して、指定管理者の業務内容について記載があるわけでございます。協定書に。業務内容について。そして業務に関する経費が当然、その利用料金などの収入で、当然、その指定管理者が公共に代わりまして利用料金等を収受するわけでございますけれども、そして指定管理者が利用料金を収入とするわけでございますけれども、この収入でもって支出が賄えない場合、つまり収支差額が出まして、それが赤字である場合、町が指定管理料として、この経費部分を負担することになるというふうに、これは負担することが一般的でございます。そして収入の変動によって、この差額部分、赤字部分については、年度別に異なることが想定されますから、当然、指定管理料も年度別の協定書によって異なる場合がございます。常に一定とは限りません。さらに逆に言うと、今度は黒字の場合の指定管理料は当然、これは不要になるわけでございますが、ただし一般的に、その物販などの自主事業、この指定管理業務以外の、契約で規定をされていない部分の自主事業、ないしはこれを一般的には収益事業といいますが、ついては、これは独立採算性によるために指定管理者がリスクを負うことになることは、これは当然でございますが、以上のように理解してよろしいか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

伊藤議員のご認識のとおりでございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

極めて、コロナウイルス感染拡大は、一つのこれは大災害でございます。われわれが想定をし得ないような状況、経済状況にあることを考えると、この指定管理者についても私はその中身をすべて吟味する中で町が一定程度、支援をするべきであるというふうに申し添えまして、私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時52分

---

再開 午前10時10分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告の2番、望月悟良君の一般質問を行います。

望月悟良君の質問を許します。

登壇してください。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

通告しておきました点につきまして、質問いたします。

コロナ禍における2年度の主要事業等の進捗状況と今後の対応についてでございます。

本年度から第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートしたわけでございます。ご承知のように年度当初から、新型コロナウイルス感染症ということで、蔓延予想によりまして行政をはじめ各自治区とか、あるいは会議、いわゆる多くの会議が中止に追い込まれるなど、いわゆる三密を避けるため、多くのイベント等が相次いで中止になっているところでございます。各家庭や町民生活において、最も大切でございますコミュニケーションですら疎遠になっているということでございます。コロナウイルスによる生活を覚悟しなくてはならない時でございます。

このようなコロナ禍において、総合計画を基本としたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種事業の執行の遅れが危惧されているところでございます。

そこで本年度の主要事業（普通建設事業等）の進捗状況について、お伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

令和2年度における議員のご質問の普通建設事業費につきましては、一般会計当初予算について申し上げますが、8億1,714万9千円を予算計上いたしました。また、今議会の9月補正予算までの補正予算におきましては、2億4,006万9千円を増額しまして、普通建設事業費の予算総額は10億5,221万8千円となっております。

望月議員のご質問であります主要事業（普通建設事業等）の進捗状況は、本町の公共事業に係る発注の見通しとして公表しております四半期ごとの工事発注計画等に基づき、遅滞なく入札等を執行しております。

したがって、各種イベントの中止等によるものは未執行となっているものもありますが、区長要望による事業や普通建設事業に掲げられた主要事業は、新型コロナウイルス感染症の影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

今回の、昨日提案された各区の要望に対する普通建設事業等、道路橋梁関係の改修費用等につきましても、予算計上されているようでございます。ぜひ、これらの事業がスムーズに行われるように執行部のほうでご配慮のほどお願いしたいと思います。

それでは次に、国では感染症対策として相次ぐ大型の補正予算措置を講じ、本町でも二度にわたって臨時交付金事業が追加補正されて、一般会計における額は10億1,469万円となっております。当初予算に比べて16億7,729万円相当が増額されている状況でございます。補正内容を見ますと、内容はほとんど補助費等で占められていると思いますけれども、臨時交付金事業の執行状況、それと今後予想される感染症の第2波に備えた対応についてお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金事業につきましては、一般会計補正予算（第5号）までに臨時交付金2億2,958万8千円を財源として、総事業費3億2,567万8千円を予算計上したところであります。

ご質問の臨時交付金事業の執行状況であります。数値的な執行状況は現段階でお示しできませんが、予算化された諸事業につきましては、すべての事業に着手しておりますのでご理解をいただきたいと思います。

また、今議会上に上程いたしました一般会計補正予算（第6号）におきましては、臨時交付金1億8,226万6千円を財源として交付金対象事業費3億617万4千円を予算計上し、臨時交付金総額4億1,185万4千円、総事業費6億3,185万2千円といたしました。

そのような中で、今後予想される感染症第2波にとらわれず、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、感染予防対策はもちろん、新型コロナ禍の家計や宿泊業者、商店、飲食店等への支援として、町内で消費できる商品券配布事業や観光客誘致事業等を積極的に行いまして、町内において経済を循環し、活性化できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、日常のマスク着用や会議・集会等、開催におけるガイドラインに代表される新しい生活様式への取り組みも、町が主体的に実施するとともに、町民の皆さんにも周知したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。コロナの終息がいつになるかということが予想はつかないわけです。もちろん大変であるわけですが、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

続きまして、3つ目の総合戦略におけるまち・ひと・しごとの好循環を実現するためには、コロナ禍にある現在をチャンスとしてとらえることによって、町内の空き家等を活用したオンライン化、いわゆるテレワーク等、ワーケーション等について積極的に宣伝して、定住化を進めるべきと思うわけですが、当局の考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

令和2年5月25日から6月5日の期間に、三大都市圏居住者を対象に行われた内閣府の新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査によりますと、東京圏では、回答者の約50%がテレワークを経験しており、今後のテレワーク利用希望についても約50%がテレワークの利用を希望しています。

また、テレワークを経験した方は、地方移住への関心が高まっており、新型コロナウイルス感染症の影響による地方移住や仕事に関する意識の変化がうかがえます。

移住に関心を持つ方にとって仕事に関する情報は、移住先を選ぶ際に重要な要素となっております。テレワークやワーケーションも働き方の一つと考えております。

現在、新たな移住定住促進パンフレットの製作を進めておりますので、移住に関心を持つ方が必要とする情報や身延町の魅力を幅広く掲載し、移住定住の積極的な取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございます。今朝のNHKのテレビ報道では、大学生の学習機会が実に70%がテレワークというような報道を今朝、NHKのテレビ報道で伺ったわけですが、それほどオンライン関係が進んでいると思います。ぜひ、このようなコロナ禍のピンチのときですが、チャンスに変えるような、積極的に事業宣伝等を行ってほしいと、このように思います。

以上でございます。

続きまして、大きい2点目でございますけれども、これは早川からの取水の現状と施設整備についてということでございます。

1点目の早川河川からの農業用水、取水の現状でございますけれども、本町の飯富地区では昔から早川の河川から農業用水を取り入れて、水田等が耕作されております。

近隣の早川町、いわゆる樽坪には日本軽金属が発電用水を確保するための取水堰が設けられております。樽坪の発電所から下流の富士川に合流する区域においては、放流時以外は水がまったくなくない状況であります。

飯富の区では毎年水田の耕作期になると、県道の早川橋際から田用水を確保しておりましたが、早川の河床が年々低下して、取水が困難となったために、取水の箇所を上流部へと移動せざるを得なくなりまして、現在では早川の右岸にあります、いわゆる小原島の地区の対岸から取水しなくてはならないと、このような状況になっているわけでございます。町ではこういった状況を承知しておりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

戦前、日本軽金属株式会社が発電事業のため、早川から取水するために、富士川からの供給も含め、飯富地区への必要水量を確保することを飯富区と契約を交わした経緯があります。平成11年、富士川からの取水が困難となったため、再度、灌漑用水等に関する覚書を交わし、早川からの取水を含めた維持管理につきましては、日本軽金属株式会社が負担することで、現在に至っております。早川橋を境に上流は山梨県、下流は国土交通省の管理となっており、毎年、耕作期には各々に河川敷地の一時使用届を提出し、用水路、導水路を整備し取水を確保している状況です。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

現状については認識しているという解釈でおります。軽金属からの補償ということを申され

ましたけども、このままでいくと極論になるかもしれないですけども、毎年毎年、取水が上のほうへ、左岸側へいくとなると、これは小原島を過ぎて樽坪までいってしまうような、極論的にですね、そんなことも解釈するわけです。

現状では約600、700メートルの今の県道の早川橋から上流に至るわけですけども、これはもちろん河川の占用ですね、県、あるいは国等へお願いして河川占用を取ってやっていることはもちろんだと思いますけども、このままずっと続くことは河道への町の影響ですね。洪水等がもし、万一発生することもあるわけでございますけども、そういった河道への影響等が心配されるわけでございます。

そこで、2つ目の農業用水の安定した取水装置、いわゆる頭首工といっているようでございますけども、そういった整備が可能かということでございます。取水施設の整備は地区の防火防災面にとっても大きな役割を果たすものと思われまますけども、国・県等へ頭首工等の整備が可能かどうか、当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

頭首工は、その名前のとおり、農業用水を河川から取水するため、河川をせき止め、用水路へ流し込む施設で、用水路の頭の部分にあたることからこのように呼ばれております。頭首工の整備の主体は、河川管理者ではなく、受益を受ける側となり、整備費につきましては、建設箇所にもよりますが、おそらく、数億から数十億の規模となる見込みです。飯富地区は農振農用地ではないことを踏まえ、土地改良事業が見込めない中、整備は極めて困難と思われまます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

頭首工については、飯富地区が、いわゆる受益地域が無指定ということで難しいという解釈でございます。また、申すまでもないですけども、県道の早川橋の際から、現在あるパークゴルフ、あるいはグラウンドゴルフ等があります飯富に至る間に築堤をしていただければ、これは国土交通省の管轄になるようでございますけども、そういったことを国等へぜひ要望していただきまして、その県道の早川橋の際から安定して取水ができるように、ぜひ国・県等へ強力に要望をお願いしたいと思います。

早川の取水の現状については以上でございます。

続きまして、3点目のペット飼養のガイドラインについてということでございます。

まず1番目の野良猫に対する対策でございます。

町内の複数のいくつかの区の要望がございまして、私もあえて、この野良猫に対する対策ということで質問させていただくわけでございます。

ペットブームによりまして、各家庭における小動物等の飼養が多く見かけられます。それに加えて昨今のコロナウイルス感染症によって、外出制限によりまして犬や猫を自粛生活での癒しのために飼いはじめるといった人も増えたとも伺っております。

しかし、一部で猫の飼養者によるマナーの欠如によって、捨て猫が多く見受けられ、飼い主

を失った野良猫が増えているとも伺っております。

猫は年間2、3回出産するために放置すると増え続けることとなります。これらの猫にエサを与える住民も少なくなく、このため家に寄りついて周囲への糞尿や悪臭、鳴き声など、地域住民への迷惑が発生していると聞いております。

町当局では、どのようにこれに対する指導を行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

飼い猫および猫に関する問い合わせおよび苦情等がありますが、苦情等があった場合には、直接、県・町が協力して飼い主への指導、また猫へエサを与えていると思われる方への指導等、行っているところであります。

また、9月20日から26日は動物愛護週間となっていることから、町広報9月号において適切な飼育方法等、掲載し周知したところでもあります。さらには、各区の要望を受け回覧等により啓発しているところでもあります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。地元の飯富区では、環境上下水道課のほうへもお願いしているようなことはちょっと聞いておりますけれども、ぜひ、今月は動物愛護週間となっているというようでございます。適切に指導をお願いするところでございます。

そこで、2点目の猫に対する適正な飼養法についてガイドラインについてでございます。

野良猫の、いわゆる飼い主のいない猫を減らすためには、動物愛護推進委員の協力やボランティア活動をする方等から協力を得て、去勢・避妊等の手術を進めるべきであると思います。

飼い猫に対する飼養方法に関しても、町で条例を整備して一定の義務を課す代わりに手術費用の町費一部負担を検討すべきであると思います。

町一部負担の財源確保としては、1つの方法としてふるさと納税制度による寄附金等の項目を設けるとすることも考えられると思いますけれども、当局ではどう考えますか、お伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

野良猫と思われる猫につきましては、今後、不妊・去勢手術等を無料で受けられるよう、地域活動を行うボランティア等と連携して、さくらねこ無料不妊手術事業に参加してまいりたいと考えています。

さくらねこ無料不妊手術事業についてですが、公益財団法人どうぶつ基金が手術費等を全額負担する事業です。飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術を行い、繁殖防止等行う事業です。



飼い猫に対する飼養方法につきましては、不妊・去勢手術費用の補助制度等、今後、検討するとともに、飼い犬につきましても、同様に検討してまいりたいと考えております。

また、猫の適正飼養ガイドラインにつきましては、本町にガイドラインはありませんが、県にあるガイドラインを活用し、適正飼育等、周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。ぜひ、私も地元で時折野良猫を見かけておるわけですが、去勢なり、そういった不妊等の手術等につきましても、制度を利用して、町のほうで適正な飼養ができるように指導のほうを徹底してお願いしまして、私の質問は以上といたします。どうもありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時50分とします。

休憩 午前10時36分

---

再開 午前10時50分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告の3番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

通告に従って一般質問を行います。

はじめに先般、急逝された熊谷司君と深沢教博君の御霊の安らかならんことを願い、心からご冥福をお祈りいたします。

まだお若かったお二人を亡くしたことは非常に残念で、町長をはじめ職員の皆さま方も大変お力を落とされたことと推察いたします。

熊谷君と私が初めて仕事をしたのは、彼が町民課長になったときだと思います。当時、本町の国保は医療費が県内でも1、2位を争う非常に多額で、それまで5億円もあった国保の基金をなくしてしまいまして、ゼロになって保険料の値上げを考えなければならないという窮地に落ち込んでいました。

熊谷君はできるだけ町民に負担をかけないようにということで値上げ幅を抑えようと大変努力をしていただきました。

その後、保険者が県に移管されることになったということで、ここでもかなりご苦労されたことと思います。

最後は企画政策課長ということで終わられたわけですが、本当に惜しまれる人材であつ

たと思います。

深沢君は、彼が議会事務局長に就任されてから初めてのお付き合いでしたけれども、短い付き合いの中でも非常に彼の誠実さが感じられる人でした。

先日、奥様とお嬢様がこちらにごあいさつにみえましたが、局長の誠実な人柄が感じられるようなお二人の様子でした。

熊谷君も深沢君もこれからの活躍が期待される中での急逝で本当に残念だったと思います。改めてお二人のご冥福をお祈りいたします。

さて、それでは質問に入ります。

8月26日現在、新型コロナウイルスの感染者は全国で6万8,180人、死者は1,286人になっております。今年3月末からの2カ月間では感染者は約1万5千人でしたが、6月末からの2カ月弱で4万人が報告され、第2波が来ている可能性が十分考えられます。

政府は、先日、安倍政権が終わりになったわけですが、再び緊急事態宣言を出したくないということで、第2波でないというふうに言っておりますけれども、日本感染症学会の理事長は東京都内で始まった感染症学会の講演会で「日本は第2波の真っ只中にいる」と述べておられます。

政府は感染が落ち着いてからと閣議決定していたのにもかかわらず準備の不十分なGo Toトラベルを見切り発車させたばかりか、経済を止めたくないというふうに考えていることで、再度の緊急事態宣言を出したくないということであると思います。

第1回の宣言のあと、7割から8割の外出自粛を行ったときには、明らかに感染の発生は抑えられていたということを見ると、感染予防のための対策を確実に行うことが必要であると思います。

ところで、山梨県内の感染者数は8月31日現在で174人ですが、10万人当たり換算すると21.5人になります。また、計算上は4,660人に1人が感染しているということで、本町の1万人で計算すると2人強が感染していることが推定されるわけです。現在のところ、感染者はゼロということになってはいますが、私はこの新型コロナウイルスはどこにもいるし、誰でもかかる可能性があるということで非常に危惧しております。

このコロナウイルスワクチンの臨床試験がイギリスのアストラゼネカで始まったということが発表され、日本でもある程度のワクチンの数を確保したというふうに言われておりますけれども、ワクチンは一般の国民に使用するためには十分な安全性が確保されなければなりません。一般の薬品の場合は、はじめに動物に対して安全性と有効性を確認して、その後に人間に対して臨床試験を行うということで、少なくとも2年、あるいは3年は時間が必要になるということで、まだまだ安全性の確認には相当な時間がかかることが予想されるわけです。

諸々のことを考えると、町の経済活動をスムーズに進めていくためには、やはり検査によって感染者を発見し隔離することが最善の策ではないかというのが、私の従来からの主張であります。

PCR検査をできるだけ多くの人に行うのは、どこの国でも行われており、東京の世田谷区では「誰でもどこでも何度でも」というスローガンのもとに検査をできるだけ増やすことによって住民の安全・安心と経済活動との両立を図るという考えを示しております。

まず介護士や保育士など、一番医療の最前線にある人たち2万3千人を対象にPCR検査を実施したそうです。

当初、厚労省はPCR検査体制が不十分であったためや、医療体制を守るという目的のために37.5度以上が4日以上続いたら帰国者・接触者外来を受診するという、そういう制限を設けて検査可能件数をなかなか増やさなかった。このことが検査そのものに偏見を持たせたと感じられます。

経済活動との両立には、やはりPCR検査の実施で無症状の感染者を発見していくしか方法はないと考えますけども、町のお考えを伺います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

まずは熊谷司君、深沢教博君に対しての心のこもったお悔やみをいただきましてありがとうございます。

それでは答弁をさせていただきます。

6月の第2回定例会においても同様な答弁させていただいていますPCR検査の関係であります。現在のところ無症状者の方は、濃厚接触者または保健所からの照会があった者でないとPCR検査は受けられないことになっております。

PCR検査は帰国者・接触者外来を設置しています医療機関において、検体を採取し、県衛生検査と複数の医療機関で検査し、保健所で陰性・陽性の判断をするものであります。

この検査を行うことにより、陰性の者であれば安心して活動ができます。たしかに無症状の感染者の早期発見は、感染拡大防止にも大いにつながるものであります。

しかし、この無症状者への検査については、判定の確率が低いことが想定されていることから、現段階においては、使用は推奨されておりません。このように無症状者へのPCR検査には大きな課題があります。今後、保健所や県医師会の動向を見据え、検査体制の拡充を望むものであります。

現在、県内でも検査機器を増設するなどその体制が整ってきておりまして、1日当たりのPCR検査数は3月の約9倍に増え、人口10万人当たりで全国トップクラスの検査実施件数になっており、感染拡大を未然に抑え、今後はさらに検査数が増えていくことが予想されますので、各種検査の手法の特徴を捉え、その使用場面に応じて医師が検査手法を選択し、適切に活用するようになれば、さらに早期発見につながるものだと思います。

なお、答弁書には入れていないんですが、申し添えますと、世田谷区をはじめ23区においては、独自で保健所を設置しておりますので、自治体の方針を即実行に移せるメリットというものがあります。身延町は山梨県設置の保健所の指示に従っておりますので、なかなか身延町だけということにはできないので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

PCR検査の体制につきましては、この県の「ふれあい」という臨時号にも1日、約260件が今後は1日380件以上を確保したいということで、検査体制の確保が謳われておりますけども、実際は先ほど町長からの答弁にもございましたけども、医療機関で検査して保健所で検査を行うと。陰性・陽性の判断を行うということになっているようでありますので、これは今

後、もっと県の体制が充実すればPCR検査も受けられることにはなると思うんですけども、今のご答弁の中にありましたけれども、保健所というのは峡南福祉保健所のことですよ。そうすると非常に限られた体制の中で検査が行われるということで、先ほどの世田谷区の話もありましたけれども、ドライブスルー方式で行うということもあるようです。そういうことを考えると、私はPCR検査というか、検査が第一で、それでどこにそういう感染者がいるかというのを確認しておかないと、やはり経済活動もままならないというふうに考えておりますので、ぜひこれからもその点についてお考えを進めていただきたいと思います。

2番目の新型コロナウイルスと共生していくのかの中で、本町ではコロナにより最も大きな損害・被害を受けたのは、ホテル・旅館・宿坊などの宿泊施設、それから夜の街などといわれて差別的な扱いを受けていたように感じる居酒屋とかバーなどの飲み屋さん、カラオケボックス、食堂、レストラン、カフェなどの飲食業者、土産物店、和菓子屋などの小売業、バス・タクシーなどの旅客運搬業者などの観光関連業者の皆さんだと思います。

コロナによる移動自粛や国内外への旅行の自粛、年初には東京オリンピック・パラリンピックの開催予定もあって、年間4千万人というインバウンドを予想していたようですけども、それもままならず、ましてやそのインバウンドが落してくれるお金、爆買い消費も含めて4兆円を超えるというふうな見込みになっていたわけですけども、これらがすべて、取らぬ狸の皮算用になってしまいました。

厚労省の集計によりますと、7月9日時点でコロナによる解雇や雇い止めによる失職者が全国で2万人を超えているということでしたけれども、本日の山日を見ると5万人を超えているという報道がありました。本町には該当者はなかったのかどうかということと、雇用調整助成金を申請したような企業が何社くらいあるのか。6月議会では該当者も該当企業もないという答弁だったと思いますけども、その後実態調査をしているのかどうかお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

山梨労働局のまとめにより、感染拡大に伴う業績悪化で、県内で解雇や雇い止めとなった労働者が、7月30日時点で187人にのぼることが新聞紙上で報道されました。また本日、山日新聞のほうに山梨県で228人という報道がありました。

この数値は、県内の事業者が各ハローワークに届け出た数値であり、県の職業安定課に本町で、コロナウイルスの影響で解雇、解雇見込者はあるのかとの問い合わせを行いました。8月19日現在、届出者はいないとの回答でした。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

本町には解雇された者も解雇される見込みの者もないというふうに今、ご答弁がありましたけれども、私の知っている範囲でも何人か解雇されたり、雇い止めにあっているという人がおります。実際、会社からは雇用調整助成金が出ているのかと聞いたけれども、出していない、実際には出していないということで、これはもう一度、その会社に問い合わせをしたほうがいいよ

という話を何人かにしております。

そういうことで、実際には雇い止め、あるいは解雇とまではいなくても、例えば旅館とかホテルの場合ですと、大体が非正規で雇われている。だから休んでくださいと言われたときに、もうすでに雇い止めなんですよね。だからそういう人をきちんとやっぱり拾っていかないと、本当の解雇者、あるいは雇い止めは見つからないんじゃないかなということで、実態調査をしているのかということをお聞きしました。

次に特別定額給付金というので、1人10万円を各世帯でいただくという、そういう制度がもう実施されて、本町ではたぶんすべて終了しているという、昨日の町長の行政報告の中にあっただと思いますけども、旅館・ホテルの非正規社員とかアルバイトの人というのは、今、申し上げましたように大変仕事がないと困るという人が多いわけですよね。そういう人の中には冠婚葬祭の付き合いにも困るという人も何人かいらっしゃいました。

そこでお聞きしますけれども、社会福祉協議会が窓口になって受け付けている緊急小口資金と総合支援資金というものを利用している方がいるのでしょうか。非常に有利な、上限20万円の無利子貸付のということで有利な貸付であるので、困っている人に優先的に利用を促進してもらいたいと思いますけども、こういう貸付を利用している人があるかどうかということと、困っている人たちに周知することは、どのようにしておられるのかということをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によります、休業や失業等で生活資金にお困りの方々に向けた緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度を、従来からあります要件を今回は緩和して、3月25日から特例貸付として実施しております。

貸付手続きの流れは、町社会福祉協議会が相談支援の窓口となり、申請を受け付け、県社会福祉協議会へそれを送付し貸付決定が行われ次第、お金が申請者へ送金されるというものです。

今回は貸付要件も緩和され、従来からある取り扱いも拡大され、支援が受けやすくなっております。

本町の8月20日現在での貸付状況ですが、緊急小口資金は20件、総合支援資金は6件となっています。どちらも4月から受け付けが行われ、これまではほぼ毎月、生活でお困りの方々に対し支援が行われてきております。

これまでも、町社協だよりや町社協ホームページをはじめ、窓口でチラシを置くなどし、生活にお困りの方々の相談に対して、この制度の周知、啓発を行ってきました。受付期間は当初7月31日だったものが9月30日まで延長されています。引き続き、この有利な貸付制度について、町でも広く周知し利用促進を促しながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、生活にお困りの方々への支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この特例措置というのは2人以上の世帯で、上限が20万円ですね。それから単身の人で

15万円ということ。それから原則3カ月間ということですが、6カ月間は返済の据え置きがあると。それが今回、1年延びたんですかね。返済期間は10年以内ということで、保証人はもともとは必要だったけれども、今は不要だと。無利子であるということで、非常に有利な条件の貸付でございますので、今後もできるだけ多くの方にこのことを周知していただきたいと思います。

次にインバウンドの減少について先ほど触れましたけれども、本町ではインバウンドの恩恵をそれほど受けていなかったということが、逆に今ではありがたいなというふうな感じもしないではないんですけども、下部温泉でも一部のホテルだけがインバウンドを受け入れてきた。インバウンドが貢献していたのは東京から富士山麓などを經由して、名古屋から京都、大阪方面に抜ける、いわゆるゴールデンルートと呼ばれるもので、本町は通り道に過ぎなかったということが、今となってはむしろありがたいということも言えるかもしれません。

コロナによって問題点がいろいろ見えてきましたので、その点について、本町の政策についても改めて見直しを行う必要があると思います。6月議会で下部温泉会館のPFI事業の見直しについて質問したのも、その関連であります。

内閣府が最近発表した、最近のGDPは戦後最悪のマイナス成長27.8%というマイナス成長であることが分かりました。新型コロナの感染拡大で緊急事態宣言が出され、世界の主要国で経済活動が著しく停滞し、国内外の需要が激減したためであると思います。

企業実績は一部を除いて軒並み減少し、設備投資は1.5%減少、輸出は18.5%の大幅減少ということで、内外総崩れとなって危機的状態を示しております。

一方で超巨大企業であるトヨタ自動車は、大幅な減収減益であったにもかかわらず1,500億円の黒字を確保し、巣ごもり需要ということでニンテンドーやソニーのゲームソフトが売れ行きを伸ばしたということが報道されています。インターネットによる衣料品通販大手のZOZOなどは、非常に売れ行きを伸ばしている。コロナ禍の経営には柔軟で素早い変革能力が求められるというふうに言われています。

町長は、本町の経済の現状と今後の経済の立て直しについて、どのような展望を持っておられるのかをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

現在、幸いにも本町では新型コロナウイルスに感染された方は一人もなく安堵しているところであります。

国、県内においては、新型コロナウイルス感染拡大の終息はまだ見通しが立っていないと承知しております。

町内の経済状況につきましては、観光客等の来町者の減少に伴う集客施設や飲食店等の経営は大変厳しいものであると感じています。

町では、今後続くであろう景気の落ち込みと、新しい生活様式への取り組みが大変重要だと考えております。

令和2年度は、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業において町民全員に支給する商品券や子育て世代等への現金給付事業等により町内における消費への意欲

向上や経済循環の活性化を促すとともに観光客が大勢訪れていただけるような諸施策を展開しておりますので、年度末には実施事業の検証を十分にして、今後の政策に生かしていきたいと考えております。

また、将来への展望としましては、町の施策であります、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業を計画どおり積極的に取り組むことで、この窮地を乗り越えていきたいと考えています。

芦澤議員がご指摘になっている政策の見直しについては、本町の健全な財政状況を背景として、交付税措置のある有利な起債や有事のために蓄えてきた基金を有効に活用し、本町経済の活性化に今後も努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

コロナ終息後の経済のキーワードは、高付加価値商品の開発販売であるというふうを考えています。コロナ前まで行われていた低価格商品の大量販売から今後は高付加価値商品を相応の価格で販売して利潤を上げるという発想に転換していくことが求められると思っています。長崎知事もコロナに関する記者会見で同様の発言をしておられました。

農業分野ではブドウのシャインマスカット、スモモの貴陽というような高付加価値製品が生まれています。本町一押しのアけぼの大豆では、1個200円のビッグシュウマイというのがありまして、これはボリュームもあり、味もよく大変好評です。リーズナブルという言葉が安くて良いというように誤用されていると思いますけども、値段に見合った良い商品こそリーズナブルであるといえると思います。

本町でもみんなで知恵を振り絞って新たな高付加価値商品をつくっていくことが必要だと思いますけれども、優れたアイデアをお持ちの町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

あけぼの大豆の6次産業化事業では、加工品の開発、製造・販売を行うことにより、産品に付加価値を与え、生産者の所得向上につなげることを目的としております。

当初のラインナップであるシュウマイ、蒸し大豆、枝豆の塩麴漬けなどの冷凍食品のほかに現在、民間企業との協働によりレトルト食品、フリーズドライ製法によるスープなど、常温保存ができる新たな商品開発を行っているところです。

あけぼの大豆そのものの素材が最も高付加価値であると考えているところから、素材を活かした加工品づくり、PRを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先日、身延の門内にちょっと食事に行ったところ、東京方面から来られたという2人の婦人

が、本当は来てはいけないんですけどね、本当は。あけぼの大豆が大変おいしい、あけぼの大豆の味噌汁が大変おいしかったということで、どこで買えるんですかという話を聞きました。私の知識の中では、このシュウマイの話があったので、それがレクラ身延とか、あるいはいろんなインターネットの中で販売しているので、そちらで調べてくださいということでお話ししたんですが、実際はこのへんの購入はどういうふうにすればいいのか、そのへんをちょっとお聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

現在、直売をしているところにつきましては、代表的なのはJAの直売所、あとは町内のスーパー等。それから販路を拡大しまして、県内のJAの直売所でも今年から販売を開始いたしました。あとは、あけぼの大豆のブランドサイトがございます。そちらのほうで、インターネットの販売をしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

自分たちがそういうことを知らずによその人と接するというのは、ちょっと自分でもいけないと思って、今、お聞きしたわけですけども、今後はそういう知識を持ってしっかり進めていきたいと思えます。

2009年に国立社会保障人口問題研究所というところが、将来の人口推計というので2040年には人口減少によって、いくつかの市町村が消滅するという衝撃的な発表がされました。その結果、政府は2014年に地方創生総合戦略というものを打ち出しました。それぞれの自治体がそれぞれ独自の戦略を作成し、人口減少に対処しなさい。良いアイデアを出した自治体には、交付金を多めに出しますというふうなエサをちらつかせて自治体を刺激するような政策を打ち出しました。

地方の人口減少は東京など大都市への人口の一極集中が大きな要因でありますけども、東京は省庁の地方移転、大企業の営業拠点の地方分散などは考えていないようで一向に進んでおりません。その結果、若者の大都市への進学・就職による転入で、ますます東京への人口集中が進んでいる。今年は1,400万人になったという報道がありました。

サテライトオフィスとかオンラインによるリモートワークが可能になって、企業の地方移転が減少するのではないかという懸念もありますけれども、リモートワークが可能になって地方に移住したいという人もあるということです。これはそのような方向で先ほどの答弁の中にありましたけれども、進めていっていただきたいと思えます。

それから改めて製造業というのを見直す必要があるなというのは、私、土日の朝は下山のあたりを散歩しております、キーテックやリスパック、メッツなど非常に元気な企業、工場がいっぱいあるなと感じておりますので、製造業というのはやっぱり一番、こういう今の時期には強いのかなと考えています。

そこで改めて製造業の工場誘致をやり直すことが必要ではないかと思えますけども、お考え



を伺います。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略が目標とする地域に根ざした雇用の創出の取り組みにおいて、地域の特色を活かした観光、農業、地場産業の振興や新規事業所・サテライトオフィスの誘致等を推進することで、雇用の創出を図っております。

ご質問の製造業の誘致につきましては、産業集積の促進および雇用機会の拡大に向け身延町産業集積促進助成金交付事業を実施しており、近年では株式会社キーテックの誘致が実現し、この助成事業を利用して、山梨工場を立地した経過がございます。

企業誘致は、地域の活性化や雇用の創出に大きな効果が期待できると考えておりますので、今後も企業誘致に向けた取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

キーテックの工場へ行ってご覧になるとお分かりになると思うんですけども、4メートルに切った材木が山のように積まれております。結構、トラックで運んでくるのをご覧になっている方もいらっしゃると思うんですけども、非常にキーテックの企業誘致は大成功だったなというふうに考えております。今後もぜひこういう優良な企業を誘致していただきたいと思います。

コロナと経済の両立ということで、非常に困難な命題です。これは、コロナはさっきも言ったようにどこにウイルスがいるのか分からないというような状況の中で、その中で経済も動かしていかなければならないということで、非常に困難な命題であると思いますけども、私のような老人の頭では、自由な発想ができないということを痛感しております。そこで自由で新鮮な発想ができる若い役場職員の皆さんのプロジェクトチームを作って、庁内で検討していただくことが必要ではないかというふうに考えますけども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立は、政府の新型コロナウイルス対策分科会において議論がなされており、中間報告が年内にまとめられることになっております。

しかし、山梨県内で過去最多の1日10人の感染が確認され、長崎知事は臨時の記者会見において、「山梨県は感染の第2波を迎えた」と述べられました。

防疫対経済、どちらかを立てればどちらかが立たずといった状況の中で、これを両立することの難しさは、誰もが思っている以上であると思います。

政府等の今後の対応策等を勘案する中で、町独自の対応策を模索するため、プロジェクトチームの設置や職員提案制度等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

本当にこの問題は、私が新型コロナウイルスと共生していくのかという質問の表題にしたのは、まさにこの両立ができるのかということが一番のテーマでありました。

先ほどから申し上げましたように、まず検査を行って、本当に感染者がいないのかということを確認した上で、経済を大きくまわしていくという、そういうことが必要ではないかということで、こういう質問を行いました。

続いて、森林環境整備と森林信託事業についてということでお伺いします。

岡山県の西粟倉村という村が、三井住友信託銀行という大手の信託銀行と森林信託事業というものを開始するという新聞発表がありました。

2年前に国内初の試みとして、事業の発足についてはすでに発表があったようですが、内容は個人や企業に代わって専門業者が管理するというので、最新の測量技術やITを活用したスマート林業ということで収益を得られる森林にかえていく。過疎や高齢化によって林業の担い手が不足していることを解消して、森林の保全につなげるというものです。こういう森林を信託するという考え方自体が非常に斬新なものでありますけれども、この森林の所有者は信託銀行に所有権を移転し、専門業者に管理を任せるかわりに受益権者として利益の一部を配当として取得するという。これが本当に動いていけば、本町のような町でも非常に有益に使えるのではないかなというふうに考えております。

所有者は所有権を移転することで固定資産税を負担しないで済む。相続手続きも受益権のほうが比較的簡単に済むという利点があるそうです。

三井住友信託銀行は、精密林業計測という信州大発のベンチャー企業と連携してドローンを使った測量で森林の広さ、樹木の種類や本数、幹の太さなどを正確に把握して、効率的な間伐や伐採に役立てるということを考えているようで、このような素晴らしい制度に本町でも参加できるのかどうかを研究し、検討していきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

わが国初めての事例として、岡山県西粟倉村と三井住友信託銀行株式会社による森林信託については、森林管理制度が始まる前から導入の検討を行い、今年8月から取り組んでおります。

本町では、令和3年度以降に策定予定の身延町森林経営管理実施計画に向け、先進地の取り組みや実施事例など、情報収集を行っているところですが、こうした信託の仕組みの活用やスマート林業といった手法も参考にしながら、計画策定に取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

これが本当に本町でも利用できれば、素晴らしいことだと思いますけれども、ただ、こうい

う信託関係でもそれほど広くない森林の場合には、あまりうまくできないのかなというふうな懸念もあります。

県の森林管理の基本的な面積というのは、一応30ヘクタール。30ヘクタールというのは本当に少ない、ほとんどないということで、6ヘクタールくらいでもなんとかしようということで、特に財産区で管理している区有林のようなものを対象に考えているようです。

本町にも財産区と区有林が結構ありますので、そのへんも含めて今後の森林環境整備に向けて取り組んでいただければと思います。

森林環境譲与税の有効活用ということで、森林の所有者の意向調査を行い、今後の管理について判断するというのが第一の仕事であるということの前に答弁していただいておりますけども、この意向調査はどのように進んでいるのかどうか、そのへんについてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

今年度はモデル地区を1カ所設定し、所有者への意向調査を実施する予定です。

候補地については、施業履歴がなく今後森林施業計画を立てることが困難なエリアを選定し、現在、現地調査等を実施し検討を行っているところです。

エリア決定後は、年度内の完了を目指して速やかに発注する予定であります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ここでモデル地区がどこなのかということを発表することはできないかもしれませんが、できるだけ早めにこれも進めていただきたいと思います。

6月議会でお聞きしたことの確認ですが、森林管理実施計画というものを策定するというご答弁がありましたけれども、その進捗状況はいかがでしょう。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

本町では、令和3年度以降に町全域の整備方針を示す身延町森林経営管理実施計画を策定したいと考えており、現在、県その他関係機関との協議と併せ、先進地の取り組みや実施事例など、情報収集を行っているところです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

令和3年度以降ということですが、できるだけ、3年度以内くらいにやっていただければありがたいなと思いますけども、これは非常に難しいというのは、森林の状況を確認するのに方法がかなり限定されているのではないかなと思いますので、そのへんについて県では森林

資源情報というのを近年、航空機から地上に向けてレーザーを照射し、その反射波を観測して得られるデータを用いて木の種類や大きさ、混み具合などを解析するという技術が進展しているというふうに、この「林業やまなし」に書かれておりますけれども、そういう方法で、できるだけ森林の現状を把握して、この森林管理実施計画を策定し、進めていっていただきたいと思っております。

もう1点、森林整備のために地域おこし協力隊を募っていただけるということでしたけれども、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

森林環境譲与税の用途については、森林整備のほかにも木材利用の促進、人材育成・担い手の確保に充てなければならぬとされています。

林業における担い手不足は大きな課題であり、地域おこし協力隊を林業従事に活用することは、解消に向けた有効な方法であると考えております。

地域おこし協力隊の受け皿として想定される森林組合等と協議し、隊員がどのように携わっていただくことが効果的なのか、速やかな導入に向けて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この森林整備については、私だけでなく多くの方々がいろいろとお考えがあることだと思いますけれども、私の専門みたいについて質問しておりますけれども、今後ともこの森林管理実施計画をつくっていただいて、本町の森林を十分に活用していただくことを期待したいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時37分

---

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開します。

次は通告の4番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。よろしくご答弁をお願いいたします。

まず、最初にローカルアベノミクスと稼げる地域づくりについてお伺いをいたします。

政府は平成27年6月30日に「ローカルアベノミクスの実現に向けて」という題で閣議決定をしております。これまで以上にローカルアベノミクスを推進して、地方創生の進化を目指しているということで、具体的には各地域の稼ぐ力を引き出し、熱意と意欲ある地域のインセンティブ改革を通じた地域の総合力を引き出し、民間の創意工夫を最大限に活用した民の知見の引き出しに取り組むことによって、人材と資金が積極的に地方に行き渡り、活力ある日本経済を取り戻すことにあるということでございます。

この地域循環型、稼ぐ力を引き出す地域経済の構築でございますけれども、これまで地域産業の支援政策や企業誘致の基盤といたしまして、産業と雇用をつくり出して地域振興を図ることが主でございました。

近年ローカルファーストという概念が生まれてきておりますけれども、また取り組んでいますけれども、この視点に併せて必要ではないかというふうに考えるわけでございます。

このローカルファーストはご存じのように地域が目線に立ち、地域を第一に、そして優先的に考え、地域の資源、文化・歴史を大切に、持続可能な地域社会を形成していくという考え方でございます。まさに足元を掘れと、そこに泉ありということだろうと思っておりますけれども、シティセールスにも、この理念が生かされているのではないかと考えておりますが、生産性の高い活力にあふれた地域経済の構築を目指して、ローカルアベノミクス、ローカルファーストによる稼げる地域を目指した地域経済の取り組みについて、これから町長ほか執行部の見解をお伺いしたいと思いますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

まず稼げる地域づくり、そして自ら稼げる自治体経営、これについてお尋ねいたしますけれども、稼げるまちづくり、さっき言ったように住民の所得や雇用の増加を目的に、その地域に賑わいと活力を生み出すことで民間投資の喚起などを行うということでございます。

質問1に移ります。稼げる地域づくりについての考えを聞く。

ローカルアベノミクスと稼げる地域づくりについて。

(1) 稼げる地域づくりに求められる要素はということで、ご答弁をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

国の総合戦略において、地方創生における稼げるまちづくりの推進にあたっては、地域において成長が期待される需要を的確に捉え、地域資源を最大限に活用して、稼ぐ力や地域価値の向上を図ることが重要であるとし、ご質問の稼げるまちづくりに求められる要素は、人材の確保・育成や協力体制の構築、円滑な資金調達、遊休資産の有効活用・リノベーション等の地域空間の形成と活用の3項目を挙げ、この3つの要素の工夫ある取り組みが総合的に連動していくことが求められるとしております。

本町の総合戦略におきましてもこの3つの要素に注視し、取り組みを推進したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

今、考えられる稼げるまちづくりに求める要素を言っていましたけれども、まさにそのとおりでございまして、需要は地域以外の潜在的な需要の掘り起こし、新たな需要の創出、健康長寿、新たな産業等。地域資源におきましては地域の強み、地場産業、技術、伝統、文化、自然、景観とローカルブランディング、ローカルイノベーション。稼げるまちづくりにつきまして、今言っていますけども、人材協働体制については地方創生人材の確保、育成PPP、産官学金労言士、自治体、まちづくり、会社、商店街、経済団体、不動産、リノベーション事業者、地域金融機関、NPO、地域住民等の共同体制。資金につきましては、事業性評価に基づく地域金融ふるさと投資、クラウドファンディング、社会的インパクト投資、不動産ファイナンス、BID、TIG等の新たな分担金制度ではないかと思えます。

地域空間につきましては、遊休資産、空き店舗、空き家の有効利用、リノベーションによる収益力向上、エリアマネジメント、コンパクト・プラス・ネットワークによる都市構造の再築と思えますけども、これらのことを今、述べられましたが、まさにそのとおりでございまして、もう一度、このへんのところの求める要素を、われわれもしっかり把握していきたいと思っております。

続きまして、稼げるまちづくりを評価する視点の考えをお伺いします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

国の総合戦略において、稼げるまちづくり達成の成果は、稼ぐ主体として考えられる民間事業者、地域住民、町全体のそれぞれに利益がもたらされ、それらの利益が複合的に結び付き、稼ぐ力や地域価値の向上をもたらすことが重要であるとし、評価する視点は、誰が何を稼ぐのか、どのような利益を得るのかについて具体的な目標を定めて取り組むことが重要であるとしています。

本町の総合戦略におきましても、施策の進捗状況を評価検証するための重要業績評価指標KPIを定め、取り組みを進めております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

まさにそのとおりでございまして、稼げるまちづくりを評価する視点、これは稼げるまちづくりの取り組みにおいては、確かな根拠に基づく政策立案の考え方のもと、成果をいかに評価し、見える化するかが重要でございまして。さらにPDCAサイクルを確立して成果を点検・評価しながら、効果的な取り組みを進めていくことが期待されております。

稼げるまちづくりの達成成果としては、稼ぐ主体として考えられる民間事業者、地域住民、町全体のそれぞれに地域がもたらされ、それらが利益が複合的に結び付いて、稼ぐ力や地域価値の向上をもたらすことが重要でございまして。これにより自立的・持続的な取り組みにつながつ

ていくことにもなると思います。

このため稼げるまちづくりを実践するにあたっては、誰が何を稼ぐのか、どのような利益を得たいのかについて、具体的な目標を定めて取り組むことが大変重要であり、その際は稼ぐためのコスト意識を高めることも求められていると考えます。

このへんのところでどうでしょうか。今の考え方で。

返事がないので次にいきます。

それでは、稼げるまちづくりの評価する視点について聞きます。回答をよろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

野島議員、今の評価する視点というのが、今、答弁して終わりましたので。

○7番議員（野島俊博君）

失礼いたしました。

稼げるまちについて、推進に向けての考えを聞きます。よろしく願いします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

稼げるまちづくりは、まち・ひと・しごと創生総合戦略における「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環によって確立され、地域の稼ぐ力や地域価値の向上が図られ、まちの賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加につなげていく取り組みでございます。

第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、第1期の総合戦略を継承した5つの基本目標の取り組みにおいて、農業・観光などの地域産業の振興・地域経済の活性化等を通じ、稼ぐ力の自立と向上を図るとともに、子育て教育支援制度の充実などの取り組みによって地域価値を向上し、人の流れと活気を生み出すことで稼げるまちづくりとしての推進が図られると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

よく分かりました。稼げるまちづくりの推進にあたっては、観光、健康長寿、新産業といった地域内外の潜在的な需要の掘り起こし、新たな需要の創出を的確に捉え、地場産業や技術、伝統や文化、自然や景観といった地域の強み、そしてローカルブランディングやリノベーションを最大限利用して稼ぐ力や地域価値の向上を図ることが、大変重要でございます。その実現を支えるものとして3つの要素が求められております。

1つ目は、人材協働体制です。地方創生人材を確保し、育成PPPと言われる公民連携手法の活用や産学官金労言士、産は民間企業、官は町村役場、学は高校・大学、金は地方銀行、労は労働組合、言は地方のメディアが協働して行うといった環境づくりなどが、これは考えられます。自治体やまちづくり会社、商店街、経済団体、不動産、リノベーション事業者、地域金融機関、NPO、地域住民などがプレーヤーとして考えられると思いますが、このへんのとこ

ろについてどのようにお考えか、もう一度お願いいたします。

理解していただきましたでしょうか、今の。回答を。

○議長（柿島良行君）

課のほうで分かりますか。理解していますか。

○7番議員（野島俊博君）

いいです。では次に移ります。

質問2に移ります。自ら稼ぐ自治体経営について（町の稼ぐ力）。

公共インフラを公民で利活用することによって「稼ぎを生み出し、その収入で公共サービスを支える」という考えが広がってきている。本町の取り組みを聞きます。よろしく願いします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

人口減少が進展する中では、地方自治体の財源も縮小していき、公共インフラの在り方や公共サービスの低下が懸念されております。

このような中で、従来、公共インフラはその目的に沿って建てられ使用されてきましたが、公民連携により新たに稼ぎを生み出す機能を公共インフラの一部に付随することによって、公共サービスを向上していくことも必要となってきております。

町では、公共インフラの公民での利活用の取り組みとして、未利用施設の活用とともに、民間の能力を活用し、公共サービスを向上させることを目的とする指定管理者制度導入拡大の検討を行っております。

また、総合戦略の目標とする特色ある持続可能な地域社会の形成の取り組みにおいて進めている健康増進施設の建設および運営につきましては、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行うPFIの手法により進めております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

よく分かりました。

それでは次に最後になりますが、公民連携で稼ぐ公共インフラによる町民サービスの向上についてを聞きます。

稼ぐインフラ、人口縮小社会における公民連携事業、人口縮小、産業衰退に伴う地方自治体における財源の枯渇と公共インフラ全般の更新問題について取り上げておりますけれども、現在、主流となっている縮小する財政コスト削減によって最適化してという方法論だけでなく、特に近年みられる公共インフラの一部を民間の利活用によって稼ぎを生み出し、その収入で公共サービスをされるという方法論について検討する自治体が出てきております。

まさに当町もこのことも、もうすでにやっているとありますが、従来の公共観念からすれば公共資産の一部で稼ぐということはタブー視されてきていますが、一方で収入がこれ以上見込めないから、すべて削減するという方法しか考えられない公共の在り方では、財源の枯渇



によって提供すべきサービスも提供できないという論理しか展開できずにいるのもこれは現実でございます。インフラの一部に付随させることによって、公共サービスを充実させることが1つの方法論でございます。

実際は道路の利活用から学校施設の活用など、様々な公共資産が新たな方法で活用され、その収入の一部が公共に還元されているということでございます。

今、財源の枯渇と公共施設更新のダブルパンチ、これは普通公会計において都道府県の歳入のピークは1998年の48.9兆円でありましたけども、その後、交付税などをせずによって地方自治体の経営を下支えしているものの、依然として財源が減少していくトレンドは変わっていないということでございます。それに対して社会保障費は増加しており、財政は極めて切迫しているということでもありますけども、これは長らく言われている問題でもございます。

このような状況下で、問題となっているのが既存公共インフラの更新問題でございます。これは、ある大学の教授が朽ちるインフラということで指摘しておりましたけども、現在、われわれが利用している学校をはじめとした公共施設、道路などの公共インフラは戦後、高度成長期以降に造られ、すでにその多くが更新時期を迎えようとしているということでございます。単純計算で現在の公共インフラを維持しようとするれば、年間約8兆円というお金がかかる予定です。総額330兆円のインフラ等の更新費用が必要となるということでございます。

財源が減少するにもかかわらず膨大な更新費用が必要となってくる。しかしどう調整しても得られる税収と公共インフラの維持、更新費用との乖離は大きく、従来どおり公共インフラを更新することは無理であると。だからこそ公共インフラの今後の更新をどのように行うかということが注目されているということでございます。

それで質問2に移りますけども、自ら稼ぐ自治体経営について、町の稼ぐ力、公共インフラを公民で利活用することによって稼ぎを生み出し、その収入で公共サービスをしたいという考えが広がっているが、当町の取り組みを聞きます。

もう1つは、公民連携で稼ぐ公共インフラによる町民サービスの向上について、併せてご回答をよろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

野島議員、質問の最初の2の1の考えが広がっているが、当町の取り組みについてはというのは、先ほど幡野企画政策課長から答弁があった質問でございますが。

今の2点の質問で、公民連携で稼ぐ公共インフラによる町民サービスの向上について、そちらの答弁でよろしいですか。

○7番議員（野島俊博君）

それで構いません。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

公民連携で稼ぐ、公共インフラによる町民サービスの向上につきましては、公共インフラの公民での利活用の取り組みを進めることにより、雇用を創出し、また地域産業の振興や地域経済が活性化していくことで、その収入の一部が公共に還元され、町民サービス・町民福祉の向上が図られると期待されており、そのような取り組みを目指していきたいと考えております。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

以上で私の質問は終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は1時30分とします。

休憩 午後 1時21分

---

再開 午後 1時30分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告の5番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の質問を許します。

登壇してください。

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

はじめに、拡大する新型コロナウイルス感染症の対応について質問します。

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で全世界に広がりました。

2020年7月20日現在、全世界での感染者数は約1,400万人にのぼり、死者は60万人となっています。

新型コロナウイルスは中国で発生したと考えられていますが、アメリカやブラジルなどの南米諸国、スペイン、イタリアなどのヨーロッパ地域でも爆発的な流行が生じ、感染者、死者ともに発祥地の中国を大きく上回った状態となっております。

8月31日現在の新型コロナウイルス感染症に関する状況および厚生労働省の発表では、国内での新型コロナウイルスの感染症の患者は6万7,865例、死亡者は1,279名となりましたとあります。

また、入院治療等を要するものは9,743名。退院または療養解除となったものは5万6,802名となりました。

そして、この新型コロナウイルス感染症による社会情勢は一変し、経済等に大きな影響や不安を与えています。

今までの当たり前の生活ができなくなっているのは、私たちも実感するところであります。国や県としても様々な対策をしているところですが、町独自の新型コロナウイルス感染症対策はどのようなものですか。すでにいろいろ実施しているんですが、そういうのも広報等でかなり周知されていると思います。そういう状況ですが、現在収束が見えない状況で、むしろ、このところの報道等によりますます拡大傾向にあるということです。町としては、これからの対策はどのように考えているのか答弁ください。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加がみられます。県内においても、新たな感染者が相次いで確認されており、県では第2波と捉え、緊張感をもって警戒を続ける必要があるとされています。

このため、町でも引き続き感染拡大防止を図るため、町民の皆さまには広報誌やホームページ、防災行政無線で呼びかけ周知を図り、感染拡大防止に努めていきます。

また、福祉保健課の対策としましては、今定例会におきまして予算計上しております感染予防対策事業として、町内全区に対し非接触型体温計の配布、町民生委員さんや町内の障害者施設に対してマスクや消毒液等の消耗品を配布、さらに本庁舎や中富すこやかセンターにサーマルカメラを設置するなど、引き続き感染予防対策を行うことにしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

いろんな対策をされているようです。現在も予断を許さない状況が続いていますが、引き続き万全の対策をお願いします。

次に、地域の住民にとって重要な医療機関であります飯富病院の新型コロナ感染症対策の態勢はどのようになっているのか。町内ではまだ感染者が発生していない状況と聞いていますが、発生した場合のコロナ感染症の患者を受け入れる態勢はどうなっているか把握しているのか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

現在、帰国者・接触者外来の協力医療機関となっています飯富病院では、外来患者を受け入れ、医師の判断によりPCR検査を実施しています。

飯富病院の受け入れ態勢ですが、疑いのある患者さん、疑陽性といわれる方につきましては3床を確保しております。また、判明しました陽性患者さんにつきましては、速やかに県の重点医療機関となっています病院へ転院搬送され、適切な治療を行ってまいります。

8月に入り、連日暑い日が続いて熱中症のリスクも高くなっており、熱中症の疑いで飯富病院に受診されます場合は、コロナ感染症と間違われやすく、事前に電話でその症状等話して飯富病院の指示をもらい受診していただきたいと思います。

飯富病院が加わります峡南圏域で構成しています6病院の医療機関では、各機関の役割分担を明確化し、県医療対策本部や峡南保健福祉事務所と連絡を密にし、また感染状況に応じて不足する職員を病院間で相互に派遣するなど、病院間での協力体制の整備を整えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま答弁で、飯富病院ではしっかりと受け入れ態勢が整っているようで安心しました。また、これらのことが私も含め町民の皆さんが、飯富病院で受け入れてくれるんだという、こういう情報もしっかり周知していただきたいと思います。

次に国内では新型コロナウイルス感染症の影響により、病院の外来患者が今年5月には前年同月に比べ半減、新規入院患者は同じく2から3割の減少とあります。手術件数も1から4割の減少となり、病院の収益が大幅に悪化しているという報道がありました。大変猶予される状況です。

そのような中で、飯富病院の収益の状況がどのようになっているのか。大幅に悪化した場合、構成町の身延町としてはどうするのか。それらのことを踏まえまして、飯富病院との協議はしているのか、答弁をください。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

地域の中核病院としての使命を果たすべき飯富病院であります。その経営状況は昨今、非常に厳しいものがあります。

身延・早川の両町は高齢化が著しく、それに合わせて人口減少も著しいものがあり、病院への外来患者の減少も進んでいます。

それに輪をかけ、この春先から新型コロナウイルス感染症の拡大が広がりを見せ、医療機関への受診を控える傾向が強まったためか、病院の事業収益の減少にも及んでいます。

今定例会の一般会計補正予算において、飯富病院への特別負担金を計上しております。こちらについては早川両町で、今年度の病院の多額の修繕の費用に対する財政支援を行うことになりました。

これまでも定例的に、飯富病院と正副組合長および両町の担当課長での会議を開催し、その中においても、事業運営を検討してきております。引き続き、飯富病院と早川両町で経営改善につながるような策を講じ、構成町としても一緒になって経営努力に努めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

先ほども述べましたが、地域の住民にとって重要な医療機関であります。その飯富病院ですので、しっかりと町としてのフォローをお願いします。

次に峡南広域行政組合の消防本部では、消防活動時において住民の皆さまと職員を新型コロナウイルス感染症から守るための感染症対策を確実に実施して活動していくということでした。

そこで報道によりますと、甲府消防署では5人がコロナに感染したという報道がありました。町の消防団の活動時におけるコロナウイルス対策は実施しているのか。しているとしましたらその内容はどのようなものか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

甲府消防署のクラスター感染につきましては、消防署員は狭い室内で交代ではありますが、24時間勤務するという特殊な勤務体系のため発生したものと思われます。また、業務として体調が悪い方々などの救急搬送を行うため、感染リスクは高くなると思います。しかし、消防団員の通常の業務ではこういった活動は行わないため、感染リスクは消防署員に比べると低いと思っております。

次に、消防団員の消防活動時における新型コロナウイルス感染症対策についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消防団活動につきましては、三密を避けるために身延町消防団が主催する11月までの次の事業、1つ目としまして幹部や新入団員を対象に節度や規律を習得するため実施する礼式訓練、2つ目として配備された機材で日頃の訓練の成果を披露する小型ポンプならびにポンプ車操法、3つ目としまして中部消防署員を講師に招いて開催している普通救急救命講習会は中止としたところであります。

今後の消防団の行事は、感染状況や国・県の動向を見ながら実施等の判断をしていきたいと思っております。

次に消防団が協力または参加している事業として、9月1日前後1週間の防災の日に自主防災組織を中心としてし、消防団として協力している防災訓練の中止。消防団員の資質の向上等を目的に消防学校で開催される各種教育訓練への入校については、例年4月から6月頃開催されているカリキュラムは、12月または年明けに延期されたため、身延町消防団としては参加しておりません。

このほか、消防団活動時の前後に手の消毒のため、消毒液の配布を各単位に行うとともに台風など災害時の避難誘導等における注点等を記載したチラシも配布したところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

いつも言うことですが、消防団員の皆さんは本業のかたわら地域の安全・安心のためにいつも活動していただいております。また、この団員の皆さんは地域にとってもいろんな活動等に参加していただいて、本当に心から感謝する次第です。この団員の皆さんが安心して消防活動ができるように、町としましても万全の対策を取っていただきたいと思います。

次に、野良猫対策について質問します。

午前中、同僚議員のほうで類似した質問がありましたが、類似している点は答弁のほうは簡略で結構ですので、よろしく願います。

一般社団法人ペットフーズ協会が1994年の調査以来、初めて猫の飼育数が犬を上回ったと明らかにしました。ちなみに猫が953万匹に対し犬は892万匹。しかし、こうした一時的なブームにはメリットはなく、問題もつきものです。

動物愛護法は昭和48年に動物の保護及び管理に関する法律として制定され、平成11年に

現在の動物の愛護及び管理に関する法律に名称変更されました。いわゆる動物の愛護に加え、適切な管理を求めることで社会、他者に危害を及ぼすことを防止しようとする法律であります。

国や自治体でなく、畜産業者やペットの飼い主などに責任ある飼養などを義務、定める一方、都道府県には権限も与えています。

このペットの飼育放棄については、ペットブームが起きるたびに問題になっているところですが、日本でも今も年間数万頭の犬や猫が殺処分されている現状です。

環境省が発表した2018年度の殺処分数は、犬と猫を合わせて3万8,444体にのぼるそうです。飼い主から引き取られた動物もいれば、飼い主不明のいわゆる野良に分類される動物、合わせて約9万頭のうちの40%にあたるものです。この数字はほぼ90%殺処分していた70年代に比べると大幅に下がっているとはいえ、その数は決して少なくありません。

そのような中、本町においても野良猫の被害があると聞いています。その現状を、先ほどの同僚議員の質問と重なりますが、簡単に答弁ください。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

望月議員の答弁でお答えをしましたが、猫に関する問い合わせおよび糞尿、悪臭等の苦情もあり、現地確認等を行っていますが、飼い猫か野良猫かの判別が非常に難しいことなど、本町でも大変苦慮しているところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

猫は、皆さんご承知のように犬と違って、犬は鎖につないでとか、いろんな縛りがあるんですが、猫は家の中で飼う、そして外を自由に飛び回るということで非常に、答弁にありましたように、飼い猫なのか野良猫なのかという判断が難しいところがあるので苦慮しているのも分かります。

野良猫の被害を町として何か対策しているのか。先ほども答弁があったので、もう一度、簡単をお願いします。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えします。

望月議員の答弁でお答えしましたが、苦情等があった場合には、直接、県・町が協力して、飼い主への指導、また猫へエサを与えていると思われる方への指導等、行っているところであります。

また、9月20日から26日は動物愛護週間となっていることから、町広報9月号において適切な飼育方法等、掲載し周知したところでもあります。さらには、各区の要望を受け回覧等により啓発しているところでもあります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただ、この動物を飼うということは、非常に癒しになったり、かわいいということで飼育される方が多いかと思いますが、安易な気持ちで飼いますと、こういうことになって、実際に世話がし切れなくなって野良猫になるというパターンもあるようですから、飼い主の皆さんもそこをよよく心がけて、飼うときに判断していただきたいと思います。

そして飯富地区では、野良猫の対策として何か取り組みをしているということを知ったんですが、その内容が分かりましたらお願いします。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

飯富地区におきましては、ボランティアと連携し、野良猫と思われる猫への不妊・去勢手術等の対策を行っていると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

やむなく飯富地区は、割と野良猫が多いと聞いています。そして自分たちの手で、この野良猫の対策を行っていると思います。本当にご苦労さまと言いたいです。

そして町内には、ボランティアで猫の避妊に取り組んでいる人たちがいます。そのまま猫を放置していると、次から次へと子どもを産んで、さらに野良猫が増えるという状況の対策として、このような活動をしていると聞いています。この人たちはどうぶつ基金の無料チケットをいただき避妊手術をしたり、自腹で手術費用を捻出していると聞いています。この人たちがどのくらいいるのかというのを町は把握しているのでしょうか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えします。

現在、町で把握しているのは、ボランティア等数名いると聞いてはいますが、正確な人数につきましては、把握はしておりません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

そうですね、ボランティアというのは自分から私、していますよと積極的に発言する人はなかなか少ないと思いますけど、また、こういう人たちがいるということを知っていただき、協力できることは協力していただけたらいいかなと思います。

そして今、どうぶつ基金の避妊手術の無料チケットが配布していただけるわけですが、それ

を個人で申請を行いますと、月に10枚まで、そして有効期限が1カ月というチケットをいただけるそうです。これを行政が代わって申請しますと、枚数は無制限で有効期限も倍の2カ月になるそうです。この人たちは、申請書類等は自分たちで作成しますから、ぜひこの申請の手続きを町からしていただきたいと訴えています、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

議員ご質問の事業につきましては、公益財団法人どうぶつ基金が行っている、さくらねこ不妊手術事業のことだと思われませんが、先ほど望月議員の質問に答弁させていただきましたとおり、今後、不妊・去勢手術を無料で受けられるよう、地域活動を行うボランティア等と連携して、さくらねこ不妊手術事業に参加してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

先ほども言いましたけど、犬の飼い方というのはだいぶ周知されて、リードを持って散歩をするとか、糞尿はその飼い主が始末するというのをだいぶ徹底しているようですけど、猫の場合は自由に飛び回るものですから、なかなか飼い方が難しいところもあるんですが、犬のようにいろんな指導がされている動物がいる一方で、猫の飼い方を改善するような呼びかけは行っているのでしょうか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、9月20日から26日が動物愛護週間となっていることから、町広報9月号において適切な飼育方法等、掲載し周知したところでもあります。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

私もこの広報を見まして、載っているなということで、またこれを見た、この活動をしている方も載ってよかったと思うと言われました。これが、広報誌、その他のパンフレット、書類等につきましても、一生懸命、周知しようとしているのになかなか読んでくれないという問題もありますから、そのへんもぜひ議会だよりも含めまして、町民の皆さんによく読んでくださいという広報も必要ではないかなと思っています。

また、ペットを飼う人が責任を持って飼育していただければ、このような問題が起こらないので、そのへんの呼びかけもよろしくお願ひしたいと思います。

そして最近、山梨県ではクラウドファンディングで猫の取り組みを始めました。身延町でも実施してみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。



○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

町では、先ほど答弁しましたが、まず、さくらねこ不妊手術事業に参加するなど、野良猫と思われる猫の対策に取り組みたいと考えております。

議員ご質問のとおり、県においてクラウドファンディング型ふるさと納税による取り組みを始めたところでもあります。

町といたしましては、当面、県の事業を活用していただきたいと考えていますが、今後、県事業の取り組み状況等見ながら、導入の可否について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

今までの答弁を、またこれが周知されると思いますけど、この活動を一生懸命やっている方々は非常に喜ぶのではないかなと思います。また、そういう意味で、動物愛護の心を持って、犬、猫にかかわらず、またやさしい気持ちで動物に接していただきたいと思います。

次に、区の要望事項の対応について伺います。

毎年、各区の要望を町に提出しています。その件数が多いのは十分承知していますが、要望を出した側からすると、なかなか実施してもらえないという思いがあります。実施するにあたっての時期等はどうのような基準で決めているのか、ご答弁ください。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

いただきました要望は、内容により各担当課に振り分けて、担当課ごとに対応しておりますが、管理管轄が国、県など町以外の団体等の場合は、その団体に町から要望し対応していただくこととなりますので、どうしても時間を要することとなります。

また、町が管理管轄している場合であっても、町民の皆さまに危険が及ぶ恐れがあるなど、緊急を要するもの、事業実施に必要な条件がクリアされているものから順次実施してまいりますので、時間を要する場合がございます。

今年度も本定例会に区要望に対する予算として、8款2項1目道路橋梁維持費に2,800万円、8款3項1目河川維持費に800万円を計上いたしましたので、ご議決をお願いいたします。

なお、管理管轄が町以外のものに対する要望につきましても、引き続きそれぞれの団体に対し、早期実現に向けて要望してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4 番議員（赤池朗君）

この事業を実施するにあたりまして、町としても大変なものがあるかと思いますが、要望を出した側にしてみますと非常に切実なものがありますので、どうぞよろしくご検討を、実施していただきたいと思います。

それで、以前より国道52号、切石地区の騒音対策について、切石区の要望としてお願いしてあります。昨年あたりから、さらにマンホールの沈下に伴い大型トラックが通過することによる騒音がさらに増えている状況で、その原因としましては道路とマンホールの段差によるものです。一部は補修されましたが、またその騒音が発生している状況です。その騒音というのは、従来の走行時に車の騒音等、特に今、問題になっているのは段差によるガタンという、ものすごい音です。一昨年、環境上下水道課において騒音の状況を調査していただきました。その結果は、どうなっているのでしょうか。そして、おおむね3年対応可というふうな回答がありました。その進捗状況はどのようになっていますか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

国道52号におきましては、交通量の増加、また中部横断自動車道建設に伴う大型車の増加により、舗装の損傷は激しく、特に大小合わせて25個のマンホールを有する切石地内では、騒音発生は深刻な状況となっております。

環境上下水道課に確認したところ、騒音調査でも基準を超える値を確認しており、町も国に再三お願いし、一部補修を実施していただいております。国も損傷の激しい地区から順次工事をしておりますが、切石地区全体の改善にはいまだ至っていない状況です。また、調査において、法定速度を超える速度で大きく騒音が発生しており、今後は修繕工事のみならず速度の抑制も関係機関へ強く働き掛けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4 番議員（赤池朗君）

十分承知しているということで、また私もいろんな地域の会議へ出ますけど、そのたびにどうなっているんだ、なんとかしろという声を多く聞きますので、ぜひ早急な対処をお願いします。

そして中部横断道路が昨年の3月に一部開通しました。そのとき皆さんご承知だと思いますけど、この国道52号、非常に交通量が減りまして、今まで渋滞した飯富地区からこちら、あのへんとか、切石、三島あたりも非常にスムーズに流れるようになりました。それはそれで非常に良いことなんですけど、先ほどの答弁でもありましたように、車の流れがスムーズになったことにより、速度制限を大幅に超えるスピードで走行する車が増えました。その加減もありまして音もさらに大きくなったと考えます。

そこで、また先ほど答弁がありましたように、道路の補修、いかに、静かに走っていただけるような対策も一緒に考えていただければと思います。

町の中で要望が多い中で、全部の事業を進めるのは大変だと思いますが、また答弁のありま

したようにいろんな条件を加味しながら、できるものからどんどん進めていただければと思います。町民が安心して暮らせるまちづくりをさらに推進していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時20分とします。

休憩 午後 2時04分

---

再開 午後 2時20分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に通告の6番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

まずはじめに亡くなられた熊谷司さん、そして深沢教博さんのお二人に対し心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、ご家族に対しお悔やみを申し上げます。本当に残念でなりません。

私は、3点について質問をしたいと思っています。

まず新型コロナウイルス感染対策についてということで、1点目、コロナ禍の町民の実態はどう把握されているのかということで質問をしたいと思います。

先ほどの同僚議員の質問の中でも、今日の新聞に雇い止めとか首切りとかで全国で5万人、山梨県で228人ですか、本町には1人もいないというような答弁だったんですけど、同僚議員の質問にもあったように、身近で大変な思いをしている、そういう方に私も会いましたし、本当に、その新聞の数だけではない実態が私は、私たちの身近にいっぱいあるんじゃないかなと思うんですね。そういう意味で、実態をきちっと把握した中で、ではどうしたら、そこを補えるのか、住民の皆さんが少しでも良い生活ができるように、普通に暮らしていけるように、どうしたらいいのかということは、私は実態からどういうところを、町として、行政として補填していったらいいのか、お金がある人とか力のある人は自分で生きていけるんですね。だけどそうではなくて、力がなかったり、それから立場の弱い方たちというのは、どうしたら援助してあげられるのかということが、私は行政の仕事だというふうに思っていますので、この実態がきちっと把握されないことには、ではどういう対策を取ればいいのかということを出てこないんじゃないかという思いで質問をしました。答弁をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止につきましては、これまでも国の緊急事態宣言の対象区域として緊急事態措置を講じ、町民の方々には外出自粛要請、休業要請等をお願いしてまいりま

した。現在も都市部を中心に新規感染者が増加しており、県内でも新たな感染者が相次いで確認されています。

このような中、町民の方々からは、新型コロナウイルス感染症の影響による切実な生活上の困りごとなど、福祉保健課への相談は伺っておりませんが、中には厳しい生活をなさっている町民の方もいると思いますので、町でもそのような方々の声を聞き取り、実態の把握に努めてまいりたいと思います。

引き続き、町民の方々には感染拡大防止を図るため、新しい生活様式のもと、不便な日常生活を送っていただくようになりますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

町にそういう相談とか、そういう困っているんだという声は寄せられないということでしたけれども、たしかに困っている方はいらっしゃるというのは、それは把握されていると思うんですね。だけど、どういう方たちがどういうふうに困っているのか、ではどうしたらいいのかということを引きちとやっぱり対応していかないと、誤ってしまうんじゃないかなというふうに思います。

町でも声を聞き取って実態の把握に努めたいというふうにおっしゃっているんですけども、具体的にはどういうふうに実態の把握に努めるおつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

町でも福祉保健課では保健師が各種訪問などもしております。また、福祉担当では生活に大変苦しい方など相談事業も寄せられておりますので、そちらのほうと話を聞きながら声を聞き取っていききたいと思います。

また、社会福祉協議会のほうでも各種事業を展開しております。そちらとも連携する中で、いろんな策をこちらでも実態の把握に努めて行っていききたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり待っているだけではなくて、いろんなところに調査をするようなことをしていただきたいと思うんですけども、同僚議員のどういうことを今後していくのかということ、いろいろ出ていましたけれども、どこに何が必要なのかということ、例えば私、聞いたんですけども、介護施設で、今頃アベノマスクが届いたと。だけどアルコールとか手袋とか、そういうものが不足している。1回、町からは電話があったということは聞いています。でも1回ではなくて、今、やっぱりどんどん進んでいて、状況も大変な状況になっているわけですから、手分けをして、いろんな、そういう介護施設とか障害者施設とか、いろんなところで、今何が困っていて、何を必要としているのかというような、自ら出て行って実態を把握して、それに対し

てどういうことができるのかということをする、積極的な対応が必要ではないかなと思っていますので、今後、皆さんの声を聞き取って実態の把握に努めていきたいというような答弁でしたので、ぜひそのところはお言葉のとおりにさせていただきたいと思っています。

それで、これからの町としての支援策はどう考えているのかということで、これは同僚議員と同じような質問になってしまっているんですけども、とりあえず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染につきましては、緊急事態宣言は解除されたものの、まだまだ予断は許しません。また、長期の自粛による経済の停滞も深刻な問題であります。町としましては、同僚議員への答弁と重なりますけども、臨時交付金事業等に伴う施策や町単独事業を柔軟かつ大胆に実施していきたいと考えております。

特に感染予防対策はもちろん、新型コロナ禍の家計や宿泊業者、商店、飲食店等への支援や観光客誘致事業等を積極的に行いまして、町内における経済を循環し、活性化できるよう努めていきたいと考えております。

さらに、日常のマスク着用や会議・集会等の開催におけるガイドラインに代表されるような新しい生活様式への取り組みも、町が積極的に実施するとともに、町民の皆さんにも周知・徹底していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今回の補正にも3億円からの予算で、1から8までこういうことをするんだということであって、それはこういうことをするんだなというふうに思ったんですけど、昨日、1日でセルバがすごく混んだんですって。そうか、9月1日だから混んだんだと私も思ったんですけど、やっぱり皆さん大変な生活の中で、それを待っていたのではないかなというふうに思ったので、混んでいたのは納得できるんですけども、そういう意味では、普通の家庭とか、それから学校とか生涯学習施設とか、そういうところは結構、いろんな面で手当ができていると思うんですけど、私、事業とか生活の生業のところ、もうちょっと国の、例えば5割ではなくて、もうちょっと町でそれを補填するとか、たしかに事業をしている方たちは本当に大変な思いをしているというのは事実なので、そのところはもうちょっと手厚く、町として独自の施策、国よりもうちょっと上乘せするようなことを、ほかの町村でもやっているの、そういうこともしていただければ、やっぱり生活が成り立たないとうとうしようもないということで、そういうような声もちょっと聞きましたので、いろんな努力はしていることは分かっているんですね。クラウドファンディングとか、商品券もそうですけど。ただもうちょっと生業の部分について、本当に今、不安といえば不安なんですけども、それを少しでも不安解消できるような施策を大胆にうっていく必要があるのかなと、この1から8までを見て、そういう点でちょっと、その部分がもうちょっと何とかならないかなと思ったんですけど、それについてはどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

今、議員がおっしゃったように臨時交付金事業につきましては、今回の補正でも約3億円ほどの予算を盛りまして、今回の補正予算につきましては、特にコロナ禍ではありますけども、今後の経済活動を活性化しようということと、あと町民が集うような社会体育施設とか社会施設、それからそういうところの消毒関係とか、換気とか、あと学校のいわゆる環境改善とか、やはり町民とか、子育て世代とかに密着したところにも行き届くような感染対策も盛り込みました。

たしかに先ほど言いましたように、町内の業者につきましては、非常に疲弊していることは十分承知しておりますが、議員のお言葉ですけども、たぶん持続化交付金とか、そういうところに上乘せができないかというようなことも町でも検討しましたが、町で今やれるところは今何なのかということで、事業の選択をしながら今の予算を立てたところでありますので、先ほどの同僚議員のご質問にお答えしたように、今後もこの事業が、ただ、このコロナが今年中に終わるかどうかというのはまったく疑問でありますし、また国の次の施策も出てくるんじゃないかということも考えますので、私どもがやったことは年度末にしっかり検証しながら、また来年に向けて、また今後、続けて補正予算ということも考えながら、町民の目線に立った施策を展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。先ほどの質問もあったんですけども、生活実態をきちっと把握した中で、そういう業者に対しても、適切な対応を取っていただきたいと思えます。

それでは、新型コロナウイルス感染対策の3番目ですね。国庫負担による国保税の特例減免、固定資産税の減免などの活用をどう進めていくのかということで、ご質問をしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

国の緊急経済対策によって実施されております諸施策につきましては、積極的に活用を図るという本町の方針に沿い、経済的に困窮している世帯の助けとなるよう、各制度の運用に取り組んでおります。

新型コロナウイルスの罹患者、ならびに感染症対策による経済的な影響の大きい納税者等を対象としました国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免制度につきましては、それぞれに関連性がありますので、庁内の関係部署による意思疎通の場を設定し、国民健康保険税を所管する税務課、後期高齢者医療保険料・国民年金を所管する町民課、介護保険料を所管する福祉保健課、3課の担当者が制度の運用方法等について情報の共有を行いながら、この申請事務に対応しております。

町として最初に取り組みしたのは、各減免制度を町民等へいち早く周知をすることです。

税務課では、本年度の国民健康保険税の納税通知書へ減免制度の説明資料（リーフレット）を同封しまして、納税義務者へ直接的に情報提供を行い、同時に町のホームページおよび広報みのぶへ、この減免制度のお知らせを掲載し、広く町民の方の目に触れてもらう機会をできるだけ多くすることを心がけました。周知する内容につきましては、連携する3課で掲載内容の検討を行い、現在までの申請状況を踏まえ、広報みのぶ10月号へ2回目の周知記事を掲載する予定です。

この減免制度に関しましては、3課のどこに問い合わせがあった場合も、その方が該当になる税・料の減免申請に漏れないように、ご案内を行うようにしております。

なお、緊急経済対策の趣旨に鑑み、審査、決裁につきましても迅速な事務処理を心掛けております。

次に、中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税の軽減措置につきましては、この申告期間が令和3年1月の1カ月間となっておりますが、事業者によりましては、事業用の運転資金を手元に確保するため、徴収猶予の特例制度も検討の範囲となる可能性もあり得ますので、該当者への周知をいち早い時期に行うことを意識し、本制度の関連情報を町のホームページへ、峡南地区では最も早く6月中旬から掲載をしております。また、9月には償却資産等を有し、申告を行っている事業者に対し、制度に関するリーフレットを送付する予定で、ただいま準備を進めております。併せて、償却資産を有しない事業者へも周知を図るため、町内へは回覧を行います。

また、本制度の仕組みといたしまして、申請者は事前に認定経営革新等支援機関による確認書の発行してもらう必要があるため、該当する金融機関、商工会とも情報交換を行い、制度の運用が円滑に進むための準備に努めております。

なお、申請書の作成に名寄帳を要す場合につきましては、事業者の負担軽減を図るため、本町ではこの手数料を減免することにいたしました。

情報周知を早目に、幅広く図ること、申請者にとって申請手続きが負担とならないことを心掛け、各制度の受付事務に対応してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これが8月号の広報みのぶで、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免ということで、この記事が載っていたんですけども、今まで、役場は縦割りだから、さっき答弁にあったような3課のどこに問い合わせがあった場合も、その方が該当になる税、漏れないように3課でいろいろやってくれるということは、とても良いなというふうに思ったんですけど、これを見ても、自分が当てはまるのかどうなのかというのが、すごく分かりにくいものになっていると思うんですね。電話して尋ねる人はいんですけど、これをもう1回、同じものを10月号にやってもどのくらいの人がかかるのかなというのがちょっと疑問なので、もうちょっと分かりやすくできないかなというふうに、もちろんいろんなことで、お知らせとか何回も何回もやる必要があると思うんですけども、やっぱり同じものを何回もしても、分かりにくいかなというふうに思いますので、もうちょっと工夫をさせていただいて分かりやすくしてほしいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

掲載する内容につきましては、また3課にも若手の職員がおりますので、若い人たちの知恵も借りながら検討するようにいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。

それから固定資産税の減免措置は、本当に所得がない人たちは、やっぱり税金を減免してもらおうというのは、すごく助かるというような話も伺っておりますので、これもなんか手続きが難しそう、この答弁を読んだら難しそうなんですけれども、一番最後に申請者にとって申請手続きが負担にならないよう心がけというふうにありますので、ぜひ分かりやすく説明するように心がけていただきたいと思います。これについてはどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

ただいまの渡辺議員からご質問がありまして、今回のこの仕組みというのは、直接事業者が固定資産税を課税する市町村に申請書を提出するという仕組みではなくて、その前に認定機関により確認をしてもらったものを提出するという仕組みになっております。この確認作業を認定機関にってもらうというところも分かりづらいうちの1つになっていると思いますので、そここのところがうまく機能するように、先ほどの答弁にもありましたように身延町ですすでに該当する金融機関等、商工会さんと情報の共有を図りながら、この申請事務がスムーズにいくように準備をしているところです。

また、広報の内容につきましても、先ほどの国保税等の減免と同じようにできるだけ工夫をして、広報をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。いろんな工夫をして分かりやすい、町民が迷わないようなことでしていただきたいと思っています。

それでは2点目ですね、身延町中小企業・小規模企業振興基本条例についてということで質問をいたします。

本町の地域経済を支えている中小企業・小規模事業者の振興に向けて、この条例をと、私はこの場所で一般質問をして、平成29年3月の第1回定例会へこの条例が制定をされました。その後、本当にそのお金が町内でまわっているのかなということで、関心をもって見ていたん



ですけれども、どうもよく効果が、本当に町民がこの条例によって恩恵を受けているのかなというのがちょっとよく分からない状況なので、条例制定に伴い、町としてどういう努力をしているのかということで、まず質問をしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

条例の制定に伴い、町としてどういう努力をしているのかというご質問をいただきました。

身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の基本理念につきましては、中小企業の振興は経済的、社会的環境の変化に即応した経営の改善および向上のための、中小企業者の自主的な取り組みが促進されること。中小企業が地域経済の活性化、雇用の創出および地域社会の持続的な発展に寄与している重要な存在であるという認識の下に行われること。国、県、町、中小企業関係団体、金融機関等が中小企業者ととともに、相互に連携を図りながら行われることとされています。

町では、身延町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に、地域に根ざした雇用の創出、町を元気にできる人材の育成を基本目標に掲げ、また条例に基づき、町の経済の持続的な発展および町民生活の向上を目的に、各関係課および町内の中小企業・小規模事業者の経営支援を担う身延町商工会と連携した諸施策を展開しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

このコロナ禍の中で、この部門は大変な、普通でも大変なのに、このコロナ禍で中小企業の方たちの努力というのは、もう本当に大変なものがあると思うんですね。いろんな町の中小企業が地域経済の活性化、雇用の創出および地域社会の持続的な発展に寄与している重要な存在であるというような認識の下に、いろんな努力をされているというのは理解をしているんですけど、それが形にどう表れるのかなというところが難しいかなと思っています。

2番目ですね、具体的な成果ということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

町が実施する基本的な施策は、条例の第11条に規定をされております。町内の経済の持続的な発展および町民生活の向上や中小企業・小規模事業者の経営支援の一翼を担う身延町商工会と連携した各種事業を展開しております。

条例第11条第1号の、中小企業の経営の革新を促進することにつきましては、商工会事業による、広報誌発行による情報提供および企業への記帳機械化事業の実施。

第2号の創業の促進、新たな事業の創出を促進することにつきましては、商工会事業により創業塾の開催。観光課による創業支援補助金の交付。

第3号の労働関係の安定、労働福祉の向上を支援することにつきましては、商工会事業によ

り、労働保険事務組合の運営と共済制度の推進。

第4号の資金供給の円滑化、融資指導および融資制度を支援することにつきましては、商工会事業により、金融指導相談会の開催および制度情報の提供。

第5号の必要な人材の育成、確保を支援することにつきましては、商工会事業により、資格取得助成金事業および建設業関連の資格取得講習会の実施。観光課による地域おこし協力隊の活用。

第6号の雇用の創出を促進することにつきましては、株式会社キーテックの企業誘致による雇用の促進。

第7号の町発注の工事物品購入等の際、中小企業の受注機会の増大に努めることにつきましては、物品等については、各課により調達の対象に応じて町内業者に発注。工事請負等は、財政課により、工種や委託業務の内容に応じて適切に受注機会を確保。

第8号の町、中小企業等、地域経済団体、大企業、金融機関および町民との連携を促進することにつきましては、商工会事業により、和紙まつり、あけぼの大豆ブランド化事業、どんぶり街道の開催、西嶋和紙展による販路拡大および商業振興中元大売り出しの支援。

第9号の中小企業の振興に関する町民の理解の推進、協力の促進につきましては、商工会事業により、みのおまつりへの協力、各種イベントへの運営支援、商店街振興助成等を実施しております。

成果につきましては、商工会を中心とした施策の推進や事業の実施により、町民からの協力を得るとともに、それぞれの関係する企業等が役割を理解し、経営努力を行うことにより、本町の経済の持続的発展および町民生活の向上に寄与していると考えております。

なお、コロナ禍の状況の中で、雇用調整助成金や持続化給付金の相談会に、社会保険労務士等を派遣する事業、売上が減少している飲食店等を支援するクラウドファンディング事業、また、町民への商品券の配布事業等、町民はもとより町内事業者への様々な支援を実施しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

身延町商工会と連携した、本当に各種事業を展開しているというのは理解をしているんですけど、条例があってもなくてもやることはやっていたと思うんですね。条例があることによって、こういうところは進んだとか、そういうものがないと、せっかく条例を制定しても意味がないのではないかなと思っています。

第7号の町発注の工事、物品購入の際に、今まで、なるべく町内業者から受注をしていたという努力は、たぶんしていたと思うんですね。それは分かるんですけど、私が一番思うのは、議決に付される大型の工事とかそういうもの、物品購入なんかが、なんか規模が大きくなってしまって、町内業者では明らかに無理だなというところがあって、それはせっかく条例があるのに、分離発注とか、もうちょっと細かくして町内業者にお金がまわるようなことができないのかなというのが、いつもその議決のたびに思っていて、せっかく条例をつくって、努力してくれているのは分かるし、少しずつ進歩しているという思いは分かるんですけど、なんかそういう大型のものは、とても町内業者が入っていけない部分があるのはちょっと残念だなという

ふうになっているんですけど、ここの7号について、そのほかはいろんな努力をされていると思うんですけど、7号の町発注の工事、物品購入の際ということで、ここのところをちょっと、私が思っていたものと違うかなと思うので答弁をお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

今、渡辺議員のご質問は町の発注の関係ということで、この条例の第11条第7号のことにつきましてでございますので、財政課のほうで答弁をさせていただきたいと思います。

町では現在、工事、物品等の発注全般におきましては、身延町中小企業・小規模企業振興条例、先ほども言いましたように条例第11条の第7号に基づきまして、できる限り町内業者の指名、競争入札、また随意契約に努めまして関係予算を執行しているところであります。

特にご指摘の工事等の発注に当たりましては、県内における業者の工事受注実績や現場、技術者の人数等による経営審査の判定結果等を参考にいたしまして、工事ごとの工種とか価格帯等を考慮しまして、指名競争入札や一般競争入札の入札方法も検討する中で、一括発注でよろしいのか、また分離発注でいいのかということを検討しまして、公正かつ公平に業者選定に努めているところであります。

渡辺議員のご質問では、まだまだ町内業者への受注機会が足りないのではないかとのご指摘をいただきました。

町では町内業者の受注機会を増やすために、業者選定に必要な指名参加願いの提出を町内業者に積極的に促しております。一例ではありますが、先般の防災備蓄品の入札におきましては、新町で初めて町内業者が受注するという実績も挙げました。

今後も町内業者に対し、入札等の参加を促しまして発注担当であります財政課を中心として各課とよく協議をいたしまして、町内業者への受注機会の増加にこれからも努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

実は、以前、田中議員から大河内小学校の件の質問を受けまして、私も地元の業者の考えを聞きたいと思ひまして、すべての業者ではないんですが、水道工事の業者、それと電気工事の業者、分離発注をしたほうがよかったですかと言ったら、いや、あんなものはしないほうがいいと。してもらっては困るという返事を実はついこの間、聞いてまいりました。ですから、すべてがすべて分離発注を求めているわけではなくて、工事の内容によって分離発注の必要性というのは、一件一件考えていくべきではないかというように私は感じたところです。

以上です。

○11番議員（渡辺文子君）

それはなぜ、いいと。理由はなんですか。

○町長（望月幹也君）

理由は、やっぱり調整が難しい。相手の工事の、例えば天井とか床とかいろんな工事をしますよね。そこの間をぬってやっていくような工事の調整が難しいというようなことを言ってい

ました。ほかにもあるかもしれませんが。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。せっかく、こういう条例があるし、今、こういうコロナ禍の中で、大変なところも出ていますので、できる限りの努力をして条例が生きるような努力をしていただきたいと思います。

最後に子宮頸がん予防ワクチンについてということで、質問をしたいと思います。

この子宮頸がんというのは、乳がんを次いで若い女性に2番目に多いがんだそうです。子宮頸がんは女性の子宮の入り口部分にできるがんで、若い女性、20から39歳がかかるがんの中では乳がんを次いで多く、女性の100人に1人が生涯のいずれかの時点で子宮頸がんにかかるといわれています。

年間9千人近くの方が子宮頸がんにかかり、2,700人もの方が今、亡くなっているということで、子宮頸がんワクチンを国で勧めたということで、定期接種となってから副反応といわれる症状が多数報告されて、現在厚労省で奨励されていないと聞いていたんですけども、つい最近、全国的には奨励する動きがあつて、ぼちぼち、山梨ではないですけど、全国的に増えてきているということで、副反応がひどいお子さんを持つお母さんから、もう二度うちの子どものような苦しみを味わう子どもたちが出ないように、もう絶対、このワクチンは許可してもらいたくないというお話を聞いて、私はもう厚労省でストップしていたから、それでいいのかなと思ってはいたんですけど、こういう動きが新たに出てきたということで、ちょっと怖くなりまして、町として状況と対応はどうかということでも質問をします。

○議長（柿島良行君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

子宮頸がんワクチンにつきまして、本町では、平成22年7月26日付け文書で接種対象者に接種費用の助成を行うことを周知し、接種を開始しました。

平成25年4月からは定期予防接種となりましたが、副反応とされる症状が相次ぎ報告されたため、同年6月14日、厚生労働省から「子宮頸がんワクチンの副反応の発生頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期予防接種を積極的に勧奨すべきではない」との勧告がありましたので、本町におきましても接種勧奨を取りやめ、現在も接種勧奨は行っておりません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

接種勧奨を取りやめて、今やっていないということで、これがずっと続いてほしいというふうに思うんですけど、この質問をするということでいろいろ調べましたら、この副反応は本当にひどい方は寝たきりになったり、車いすになったり、その人の状況によっていろいろ、様々

な状況があるんですね。それで町内にもそういう方がいらっしゃって、お話を聞いて、小学校のときに3回接種をして、今、21かな、普通に座っていることもできなくて、もちろん仕事もできない。青春の貴重な時期を、本当にそういう副反応で苦しみ抜いてきたということで、なんということなんだろうと思って、私もちょっと胸が痛んでしまったんですけども、その人はぱっと見た限りでは、そんなにひどくはないんですけども、やっぱりずっと座っていると震えがきたり、座っていられなかったりということで、普通に仕事もできないということで、町内にもそういう方がいるということを実際見て、やっぱりそういう状況を皆さんに知ってもらいたいというふうに、その方たちは言っていたんですけど、このことについて、お母さんが、身延町の町長は東京にも一緒に行ってくれたということで、本当に私たちの苦しみを理解してくれて寄り添ってくれたということで、すごい感謝をされていて、そんなことがあったのは知らなかったんですけども、そのときの状況というか、それと今後、どういうふうを考えているのかということ町長からお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

まず、このワクチンの関係をちょっと時系列で説明をさせていただきます。先ほどの課長の答弁の中にも出てきたんですが、まず山梨県は国に先駆けまして、平成22年6月より市町村が実施する予防ワクチン接種に対して助成を開始しました。平成22年11月からは国の基金事業。平成25年4月からは定期予防接種になりました。

本町では平成22年8月より予防接種費用の助成を開始いたしましたが、仮にAさんといたしますけども、私も高校時代から何度かお会いをして、お話もお聞きしております。この方ですが、国の定期予防接種となる前に予防接種を受けたわけです。予防接種法に基づく定期の予防接種の場合は、因果関係がある旨が認定された場合、国は健康被害に対する給付を行うこととなりますけども、この方の場合は定期の予防接種には当たらないため、給付の対象とはなりませんでした。

また、任意接種を受けて健康被害が生じた場合は、予防接種との因果関係があると認定された場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医薬品副作用被害救済制度に基づく救済の対象となりますけども、因果関係があると、実は認定がされませんでした。

他の自治体で、この制度の対象となった方ですけども、先ほど議員がおっしゃったとおり、車いすや寝たきりでの生活を余儀なくされるなど重篤な症状を示している方です。Aさんにつきましては、国の給付、医薬品副作用被害救済制度の対象にはなりませんでしたが、町といたしましては、高等学校卒業までの医療費の無償化をやっております。また、独自に子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療支援実施要項を平成27年度に定めまして、接種後、最初の医療機関受診に遡りまして、高等学校卒業までの間、通院費等の給付を行うなどの救済措置を町単独で取ってまいりました。

併せて、先ほど議員のほうでおっしゃっていただいたんですが、本年3月12日に全国市町村総合賠償保険への認定要望のために、Aさんのご家族とご一緒に私と、今、局長なんですが、子育て支援課長とで全国町村会へ出向きまして、補償につきまして要望してきたところです。

今後につきましても、Aさんの体調の把握に努めまして、ご家族、またAさんの相談に応じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

本当に子宮頸がんにならないようにということで打ったワクチンで、こんなことになるなんて、ほかにもきっとワクチンを接種していた人たちがたくさんいたんではないかなと思うんですね。その年頃の人たち。たまたま、そういうふうになってしまった人たちもいるということで、やっぱりなんらかの、18歳まではあったけど、それ以後ということで、そういう課題も出てきましたけども、二度と、本当に安全だという確証がない限り、町としては絶対勧めていただきたくないし、それは堅持していついていただきたいということ、そういう副反応がひどい方たちの今後をきちっと見守って、できる限りの手は尽くして、町としても尽くしていついていただきたいということ要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時12分



令和 2 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 3 日



令和2年第3回身延町議会定例会（3日目）

令和2年9月3日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 認定第1号 令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第69号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第70号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第71号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第72号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第73号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第74号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	小笠原正人	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	佐藤成人	財政課長	遠藤基
税務課長	伊藤克志	町民課長	穂坂桂吾
福祉保健課長	望月融	観光課長	佐野和紀
子育て支援課長	松田宜親	産業課長	高野修
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課副主幹	遠藤仁	下部支所長	内藤哲也
身延支所長	千頭和康樹	学校教育課長	深沢泉
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	中山耕史

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 大村 隆  
録音係 若狭秀樹

開会 午前10時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

本日は質疑および委員会付託の日程になっております。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり、認定第1号および議案第71号から議案第74号までを予算決算常任委員会に付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、議案第69号および議案第70号は委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 認定第1号 令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で認定第1号の質疑を終わります。

---

日程第3 議案第69号 身延町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

---

日程第4 議案第70号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第70号の質疑を終わります。

---

日程第5 議案第71号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（なし）  
質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第71号の質疑を終わります。

---

日程第6 議案第72号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（なし）  
質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第72号の質疑を終わります。

---

日程第7 議案第73号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（なし）  
質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第73号の質疑を終わります。

---

日程第8 議案第74号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（なし）  
質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第74号の質疑を終わります。  
お諮りします。  
お手元に配布した委員会付託表のとおり、認定第1号および議案第71号から議案第74号までを予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。  
（異議なし。の声）  
異議なしと認めます。  
よって、付託表のとおり予算決算常任委員会に付託します。

---

日程第9 休会の決定。  
お諮りします。  
議案調査のため、9月10日は休会としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、9月10日は休会とすることに決定しました。

これもちまして、本日の議事日程は終了しました。

この後、現地調査となっていますのでよろしくお願いします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時07分



令和 2 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 1 日

令和2年第3回身延町議会定例会（4日目）

令和2年9月11日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告  
日程第2 委員長報告  
日程第3 認定第1号 令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第4 議案第69号 身延町手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第70号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第71号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第6号）  
日程第7 議案第72号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第8 議案第73号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第9 議案第74号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第10 請願第2号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書  
日程第11 委員会の閉会中の継続調査について  
追加日程第1 議案第75号 財産の取得について  
追加日程第2 発議第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案  
追加日程第3 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案



2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	小笠原正人	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	佐藤成人	財政課長	遠藤基
税務課長	伊藤克志	町民課長	穂坂桂吾
福祉保健課長	望月融	観光課長	佐野和紀
子育て支援課長	松田宜親	産業課長	高野修
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	内藤哲也
身延支所長	千頭和康樹	学校教育課長	深沢泉
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	中山耕史

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 大村 隆  
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

なお、本日は財産の取得について1件、ならびに意見書案1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 委員長報告。

（1）予算決算常任委員会に付託した認定第1号および議案第71号から議案第74号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、上田孝二君。

登壇してください。

○予算決算常任委員長（上田孝二君）

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

引き続き、教育厚生常任委員会に付託した請願第2号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、芦澤健拓君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

それでは、教育厚生常任委員会から請願の審査報告をいたします。

（以下、教育厚生常任委員会請願審査報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で請願第2号についての審査報告に対する質疑を終わります。

芦澤委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

---

日程第3 認定第1号 令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

認定第1号 令和元年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について。

一般会計決算において、2款総務費、1項総務管理費、13目プレミアム付商品券費について反対討論をいたします。

消費税増税に伴う経済対策で、町内の非課税対象者の3,100人と3歳以下のお子さんを子育て中の110人に対して、2万円の商品券を買ってもらい2万5千円分の買い物ができるというものでした。

低所得者ほど負担が重くなるという逆進性が特徴の消費税にはそもそも反対です。非課税の方たちが2万円の商品券をどのくらい買えるのか疑問だと予算審議でも指摘をしました。当初予算8,585万円の計上があり、支出済額が2,011万4,087円で、事業費が1,493万1,500円でした。3,100人の低所得の方のうち578人、110人の子育て中の方のうち59人しか利用がありませんでした。消費に与える影響を緩和するための、このプレミアム付商品券より消費税の増税中止を低所得の方たちや子育て中の方たちが望んでいたのではないのでしょうか。

令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計決算について、反対討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳になったらわずかな年金しかもらっていない高齢者も無年金の高齢者も保険料を取られ、別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押し付けるものです。

昨年の決算審議で9人いた短期保険証の方が今年は11人でした。不納欠損額や収入未済額の計上があり、保険料の支払いに苦しんでいる高齢者や短期保険証を持って医療機関を受診しなければならぬ高齢者がいることに胸が痛みます。お年寄りいじめのこの後期高齢者医療制度は廃止をし、老人保健制度に戻すべきです。

令和元年度身延町介護保険特別会計決算について、反対討論いたします。

高齢化が進み介護を必要とする人が増加し、家族の介護負担軽減に国民が期待をし、2000年から介護保険制度が開始され、20年になりました。「家族介護から社会で支える介

護へ」というスローガンを掲げて導入されましたが、介護離職は介護保険スタート時の2倍に増えています。さらに介護保険導入後も介護で追いつめられる家族が増え、虐待、虐待死、介護放棄や介護心中なども増加しています。介護保険料が高くて払うのが大変という声が多く寄せられる中、年金から天引きできない普通徴収の保険料の不納欠損額や収入未済額も多くあります。介護保険料の不納欠損額は151万2,810円あり、32名、延べ53名分で収入未済額555万5,690円あり、86名分です。

保険料を無理して支払っても利用料が払えなく、必要な介護サービスが受けられない。特養は何年も経たなければ入所できないという状況です。

そんな中でも介護に関わる現場の皆さんが本当に献身的に努力や工夫をしてくれています。利用者からサービスを取り上げる改革や機械的な利用制限の仕組みをやめ、保険料、利用料の負担を軽減して、誰もが安心して必要なサービスが受けられる介護保険制度に変えていくべきです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

福與三郎君。

○10番議員（福與三郎君）

賛成の立場から討論を行います。

令和元年度の決算収支状況は、一般会計ならびに特別会計ともに実質収支におきましては、すべて黒字決算となっております。

また、すべての事業が適正・的確に、そして効率的に執行されていることを認めまして賛成をいたします。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

令和元年度身延町一般会計歳入歳出決算書の認定について、反対討論を行います。

先ほど、同僚議員からもありましたけれども、プレミアム付商品券の問題です。これは、私たちが本当に望んでいることをやってくれないで、どちらかというと自治体にいろんな事業を押し付けるといふ、そういう意味もあって、非常に私はこの問題について腹立たしい思いで反対をいたしました。

予算に対して反対をした以上は、決算に対しても反対すべきであるという立場で反対をいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

認定第1号 身延町一般会計及び特別会計の決算認定のうち一般会計の、ただいま指摘があ

りました2款1項13目のプレミアム付商品券ですけど、これにつきましては、国の制度に基づいて町のほうもそれに従って実施したことであり、実際には利用者が少なかったことは残念ですけど、先ほども言いましたように国の制度に従って粛々とした事業執行による決算ですので賛成します。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

日程第4 議案第69号 身延町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第70号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第71号 令和2年度身延町一般会計補正予算(第6号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

議案第71号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第72号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

議案第72号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第73号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

議案第73号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第74号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)の  
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

議案第74号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第10 請願第2号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充  
を図るための請願書の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

日程第11 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長、議員報酬適正化検討特別委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規

定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。  
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、請願第2号の議決に伴い意見書案1件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

---

追加日程第1 議案第75号 財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは追加議案第75号について、ご説明を申し上げます。

財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 財産の種類 動産(通信情報器具)
2. 物品名及び数量 Windows OSタブレット端末325台
3. 契約の方法 随意契約(公立学校情報機器整備事業共同調達(物品購入に係る一般競争入札の結果による))
4. 購入金額 980万2,650円
5. 購入先 山梨県中央市流通団地3-6-2  
トビアス情報機器株式会社 代表取締役 細田和宏

提案理由を申し上げます。

GIGAスクール構想の実現における国の事業計画に沿って、学習者用コンピューター等機器を調達する必要が生じました。

については、地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得に当たり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、財政課長よりご説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長(柿島良行君)

次に議案第75号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。



○財政課長（遠藤基君）

議案第75号 財産の取得について内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第75号関係資料をご覧ください。

買い入れようとする財産はWindows OSタブレット端末325台であります。

本町はWindows OSタブレット端末の調達方法として山梨県教育庁義務教育課による共同調達に参加し、議案第75号にかかる契約方法は義務教育課が主催する公立学校情報機器整備事業共同調達にかかる一般競争入札において落札したトビアス情報機器株式会社との随意契約であります。

それでは、業者選定に至るまでの経緯についてご説明いたします。

今回の一般競争入札は身延町、都留市、大月市、笛吹市の調達分で入札台数は合計7,748台でありました。

予定価格の説明については、本町分325台分でありますのでご了解ください。

予定価格は消費税を除いた1,329万5,425円で、入札年月日は令和2年9月1日。入札場所は山梨県自治会館2階視聴覚室であります。

入札参加者につきましては、記載してあります4社でありました。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでございますのでご覧ください。

落札者はトビアス情報機器株式会社となり、消費税を含んだ980万2,650円で、9月1日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は令和3年3月31日。納入場所につきましては、身延町立各小中学校であります。

概要の共同調達について補足説明をさせていただきます。

今回の共同調達に参加した団体は記載のある12市町村でありました。そのうち本町が現在、使用している情報機器はOSがWindowsでありますので、本町を含む3市1町のWindows分7,748台分の一般競争となりました。

ちなみにOSがChromeを選択した富士吉田市、上野原市、南部町、富士川町、道志村、山中湖村、富士河口湖町分の8,041台分およびOSがiPadを選択した韮崎市分2,136台も同日入札が執行されました。

以上、議案第75号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから議案第75号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

1点、お伺いいたします。

今回のタブレット端末325台は、本当に早くできていいなと思うわけですが、これに伴う学校のほうの、いわゆるLAN構築、そういった内容はどういうふうになっているか、1点だけお伺いします。校舎の中のLAN構築。

○議長（柿島良行君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

ただいまのご質問ですけれども、学校内のLAN工事ですか。LAN工事については、もうすでにされているような状況なんですけれども、今回325台を入れた場合ですけれども、6月議会の一般質問でも答弁させていただきましたけれども、設定費等については、今後お願いさせていただきますということで答弁させていただきました。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

こんなことを聞くのはおかしいんですけど、入札金額の率がトビアスだけがずば抜けて低いんですよ。これの理由はどんなところにあるんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

先ほどご説明しましたように、入札会場等に私ども行っておりませんので何とも言えませんけれども、当然、一般競争入札ですので、仕様書等を、業者に示しながら、今回のこのWindowsのほうの入札に参加したのがこの4社ということで、入札が執行されました。その中でもって、今回、機器の購入ということでありますので、こういう予定価格はやはりどの会社でもやはり調達ができるということではありますが、ほぼ定価ベースの話でもって、通常に購入した場合の金額が予定価格になっておりますので、それに対して業者はどのくらい努力できるかという中の結果でございますので、67%という落札率ですけれども、これは業者の頑張りによるものということでありますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

これから議案第75号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 発議第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

望月悟良君、登壇してください。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

発議第3号

令和2年9月11日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 望月悟良

賛成者

身延町議会議員 芦澤健拓

身延町議会議員 広島法明

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案  
上記の議案を別紙のとおり、身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により  
提出します。

提案理由であります。

子どもたちのゆたかな学びを実現するため、計画的な教職員定数の改善、少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担割合の見直し、及び教育条件の格差を解消するために、教育予算の拡充を図ること等の意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由であります。

意見書案につきましては、次ページにございますとおりでございます。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

以上で提出者の説明を終わります。

望月悟良君はその場でお待ちください。

これから発議第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第3号の質疑を終わります。

望月悟良君は自席にお戻りください。

これから発議第3号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

追加日程第3 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

発議第4号

令和2年9月11日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 野島俊博

賛成者

身延町議会議員 伊藤達美

身延町議会議員 田中一泰

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案

上記の議案を別紙のとおり、身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。

この中で、地方税・地方交付税の大幅な減少等により今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であるため、所要の措置を行うよう意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由である。

それでは次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案を朗読します。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対

策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

#### 記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的に整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
5. 特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月11日

山梨県身延町議会議長 柿島良行殿

提出先は、そこに書いてあるとおりでございます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（柿島良行君）

以上で提出者の説明を終わります。

野島俊博君はその場でお待ちください。

これから発議第4号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第4号の質疑を終わります。

野島俊博君は自席にお戻りください。

これから発議第4号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

#### ○11番議員（渡辺文子君）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、反対討論します。

まず、前提として山梨県町村議会議長会から出されている今回の意見書について、表題にあるように地方財政の悪化に対して財源確保を国に求めるという趣旨に反対するものではありません。その上で、この意見書の要望事項には問題があることを指摘させていただきます。

まず1つは、4番で述べている税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるという部分です。これは具体的にどんな税体系を指しているのでしょうか。総務省のホームページで地方税制の課題というところを見ると、こんな表現があります。現行の地方税の主要税目の中で、税収の偏在性が少なく、安定性を備えた税、これは地方消費税についての説明です。この意見書の表現では、国に消費税にもっと頼ってほしいとお墨付きを与えることになってしまいます。

6月定例議会で消費税減税を求める請願の紹介議員として、国内景気を立て直すためにも消費税の減税は必要だと討論しましたが、残念ながら不採択でした。

8月17日、今年4月から6月期の国内総生産、GDPが年率換算でマイナス27.8%になったと報じられました。GDPは昨年10月から12月期から3期連続のマイナスです。

消費税10%の大増税があり、その打撃から回復しない状況で、コロナ危機が直撃したのは明らかです。しかも、その内訳も雇用者報酬がリーマンショック時を上回るマイナス3.7%、家計消費も30%以上落ち込んでいます。こうしたときに家計消費を直接応援する消費税減税が語られることはあっても、消費税の比重を重くし、増税を促すような意見書は日々、町民の生活と向き合っている地方議員、地方議会から提出できるはずもありません。これが反対の理由の1つです。

もう1つは、5番の固定資産税についての部分です。

意見書では、新型コロナ禍の下、先の緊急経済対策として講じた特例措置について、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了することと表記しています。ご承知のように、今回の特例措置による市町村の税収分については、全額国費で補填されます。

今議会の一般質問で、この制度を広く周知をし、困っている中小企業の少しでも助けになればと質問をしました。新型コロナの影響は、どれくらい続くか分かりません。感染が収まっても経済が本当に回復してくるのは、もっと先だという指摘もあります。中小企業への影響もいつまで続くか分かりません。それなのに今の時点で、軽減措置をもう今回限りにしろと言い切れるのでしょうか。これでは地方議員や地方議会は、地方自治体の財政のことは気にしていても、肝心の地域経済や町民の暮らしのことには関心がないと言われかねません。

以上の2点から、この意見書に賛成することはできません。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

次に町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

大変お疲れさまでございました。

令和2年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る9月1日に開会をし、本日までの11日間、柿島議長のもと私どもが提出いたしました認定1件、報告1件、議案7件につきまして真摯にご審議をいただき、提案いたしましたすべての提出案件につきまして、ご認定、ご議決をいただく中で無事閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に重ねて敬意と感謝と申し上げたいと存じます。

本会議でご議決いただきました令和2年度補正予算案の執行、特に新型コロナウイルス関連予算につきましては、職員一丸となって最善な予算執行に努めてまいりますので、議員の皆さまには今後もなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本定例会が私のこの任期4年間の最後の議会であると思っております。町民の皆さま、議員の皆さま、職員の皆さまにはこの4年間、一方ならぬご支援、ご協力をいただきました。

おかげさまで計画していた政策はおおむね実現、着手することができたと考えております。心から感謝を申し上げます。

だいぶ涼しくなってきたとはいえ、まだまだ日中は厳しい残暑が続いておりますので、健康には十分ご留意いただきたいと思います。と存じます。

甚だ簡単ではございますけれども、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (柿島良行君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期11日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝申し上げます。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、住民福祉の向上および町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、これをもちまして令和2年第3回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長 (大村隆君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分



上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長大村隆が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上